

TAKETOYO
TOWN

第 2 次
武豊町文化創造プラン

2013年(平成25年)3月

武 豊 町

は じ め に

本町では、第5次武豊町総合計画（ゆめたろうプラン）において、まちの将来像として「心つなぎ みんな輝くまち 武豊」を掲げて、住民一人ひとりが幸せに暮らすことができる、まちづくりに取り組んでいます。

そのためには、町行政において、町民とともに考え行動する「協働」、そして、前例にとらわれることなく、失敗を恐れず、積極的にチャレンジしていく「創造力」が求められます。本町では、平成15年3月に全国に先駆け、文化創造プランを策定し、その拠点施設である「ゆめたろうプラザ」は、構想・整備段階から現在まで、「協働」と「創造」の実践の場として、住民とともに試行錯誤しながら、多くの思い出を生みだし、住民も職員も、そして本町の文化が育つ場として大きな役割を担ってきました。

文化創造プラン策定から10年がたち、社会情勢の変化、住民ニーズの多様化など大きく変化してきております。そのため、これまでの成果と課題を総括した上で、次の10年を見越した方向性を定めた基本指針として、この度、第2次武豊町文化創造プランを策定いたしました。今後、基本理念を「ひとが育ち まちを育てる 文化のまち 武豊」として、文化が地域社会に根ざしたまちづくりを目指してまいります。

策定にあたっては、持続可能な財政運営が求められる中、重点施策を設定し、本町の文化創造の状況に適した施策を効果的に推進していくことを念頭に置き、検討したものであります。

最後になりましたが、策定にあたりまして、文化創造プラン策定委員をはじめ、ワークショップに参加いただいた方々など、ご協力を頂きましたすべての方々に心から感謝申し上げますとともに、これからのプランの推進にご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成25年3月



武豊町長 靱山芳輝

— 目 次 —

I	文化創造プラン策定にあたって	1
1.	策定の趣旨	2
2.	計画の概要	3
(1)	計画の位置付け	3
(2)	計画期間	4
(3)	文化の定義	5
3.	町の文化環境	6
(1)	町の概況	6
(2)	住民の意識・活動状況	7
(3)	文化団体・芸術家等	10
(4)	町の取組	11
(5)	文化創造の取組の成果と課題	15
II	基本的な考え方	19
1.	基本理念	20
2.	基本方針【本計画の特徴】	20
(1)	『だれも』が文化を楽しむ機会づくり	20
(2)	『子ども・若者』が豊かな文化の中で育つ環境づくり	20
(3)	『ひとやまちを磨く』文化活動の支援	21
(4)	『パートナーシップ』による文化創造	21
III	ゆめたろうプラザの取組	23
1.	基本的性格	24
2.	事業の概要	26
(1)	事業の考え方	26
(2)	事業の概要	27
(3)	今計画期間の重点施策	29
3.	運営計画	33
(1)	運営の考え方	33
(2)	運営主体	34
(3)	運営体制	36
(4)	運営規定等	38
4.	予算の考え方	40
5.	計画の評価	42
(1)	評価の考え方	42
(2)	評価体制・手法	42

資料編	45
1 策定経過	46
2 関連する法律	48
3 武豊町生涯学習基本構想（関係分）	56
4 基本統計	57
5 ゆめたろうプラザのデータ	58
6 利用団体・委員スタッフへのアンケート	61
7 ワークショップ	62
8 課題の対応一覧.....	64
9 用語集.....	65

Ⅰ 文化創造プラン策定にあたって

1. 策定の趣旨

いかに充実した人生を過ごすか。その追求は一人ひとりの根元的な願いです。“文化”は、人の考え方や生活そのものであり、人々の充実した人生の実現のために、なくてはならないものです。また、人と人を結び、心豊かで暮らしやすく、そして活力のあるまちをつくるためにも、文化は極めて重要な意義を持っています。

文化芸術振興基本法（平成 13 年 12 月施行）では、“文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利”であり、文化芸術活動を行う者の「自主性」を尊重して、包括的な施策を推進していくことが不可欠と定めており、文化芸術振興が「各自治体の責務」として位置付けられています。

また、劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成 24 年 6 月施行、以降「劇場法」と表記します。）では、「劇場、音楽堂等は、人々が集い、人々に感動と希望をもたらし、人々の創造性を育み、人々が共に生きる絆を形成するための地域の文化拠点」「全ての国民が、潤いと誇りを感じることでできる心豊かな生活を実現するための場」と、文化施設の大きな可能性を提示しています。

本町では、第 5 次武豊町総合計画（ゆめたろうプラン）において、まちの将来像を「心つながり みんな輝くまち 武豊」とし、“つなぐ”と“みんな”を合言葉に、その実現に取り組んでいます。文化創造については、平成 16 年秋にゆめたろうプラザ（町民会館）が開館し、文化創造プランに基づき、一人ひとりの住民に心豊かなひとときを提供するとともに、住民と協働し、いきいきと輝くまちづくりに取り組んできました。ゆめたろうプラザが町の中に定着しつつある中、町の状況や社会の変化をふまえながら、この 10 年間を振り返り、町の文化創造施策のあり方を問い直し、ゆめたろうプラザの機能を十分に活かしていくための指針として『武豊町文化創造プラン』を改定しました。

【文化権】

文化権とは、だれもが平等に文化を享受し、文化活動に参加し、そして文化を創造することのできる権利のことです。文化権は、「自由権としての文化権」と「社会権としての文化権」の大きく二つの側面を有しています。

前者（自由権）は、人の精神活動の“表現の自由”に対する権利であり、「思想及び良心の自由」（第 19 条）、「表現の自由」（第 21 条）および「学問の自由」（第 23 条）など日本国憲法で明示されています。

一方、後者（社会権）は、社会を構成する、あるいは社会基盤として必要不可欠なものであり、だれもがそれを享受する権利を持つというものです。日本国憲法では「すべての国民は、健康で文化的な最低限の生活を営む権利を有する」と示されています。文化芸術振興基本法では「文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利」、また、劇場法では「個人の年齢若しくは性別又は個人を取り巻く社会的状況等にかかわらず、全ての国民が、潤いと誇りを感じることでできる心豊かな生活を実現する」としており、社会権としての文化権が法律の中で具体的に明示されるようになりました。

2. 計画の概要

(1) 計画の位置付け

『武豊町文化創造プラン』は、ゆめたろうプラザを町の文化創造の拠点として位置付け、住民との協働で文化創造の取り組みを推進していくための指針として策定しています。

本プランを策定するにあたり、文化創造に関する法律、国・県・本町の様々な計画等をふまえています。

法律については、文化芸術振興基本法の第4条の「文化芸術の振興に関する地方公共団体の責務」、ならびに、劇場法の第7条の「地方公共団体の役割」に即したプランです。

また、国の「文化芸術の振興に関する基本的な方針 第3次基本方針」(H23.2 閣議決定)、愛知県の「文化芸術創造あいちづくり推進方針(案)」の内容をふまえています。

本町の「第5次武豊町総合計画」「第2次武豊町生涯学習基本構想」を上位計画とする、文化創造分野における計画です。文化創造が様々な行政分野にわたる横断的な施策であることから、次世代育成、健康福祉、地域活性など幅広い分野について、文化創造の視点から補完するものと位置付けます。

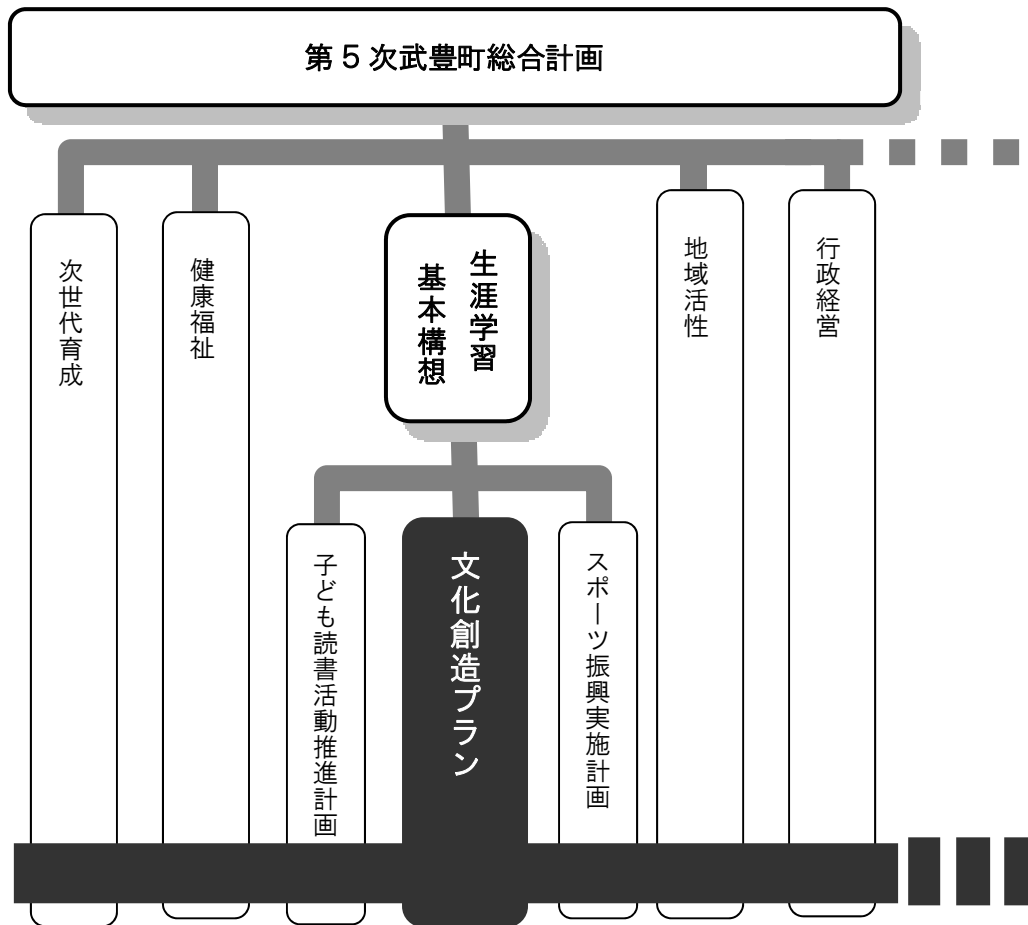
【文化芸術振興基本法の第4条】

地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

【劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（劇場法）の第7条】

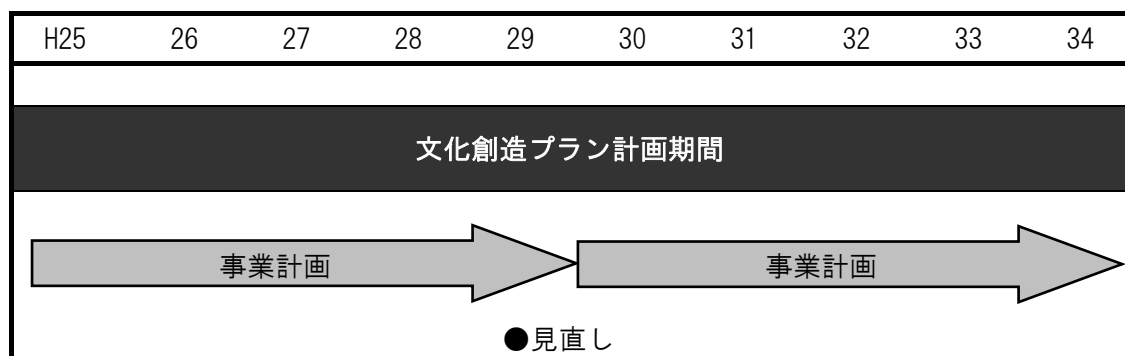
地方公共団体は、この法律の目的を達成するため、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び当該地方公共団体の区域内の劇場、音楽堂等を積極的に活用しつつ実施する役割を果たすよう努めるものとする。

○他の計画との関係



(2) 計画期間

本プランの計画期間は、平成 25 年度を初年度とし、平成 34 年度までの 10 か年とします。ただし、事業計画については、平成 25～29 年度を想定し、その成果をふまえて平成 29 年度に見直しを行います。また、社会情勢や住民意識の大きな変化が生じた場合や構想の進捗など本プランの前提条件が大きく変化した場合、必要に応じて計画期間中に見直しを検討します。



(3) 文化の定義

『文化』とは、単に一部の芸術家あるいは愛好家が楽しむ狭義の意味での「芸術」だけを指すものではありません。広義においては「ひとが自然に手を加えて形成してきた物心両面の成果」と定義され、衣食住をはじめ技術・学問・芸術・道徳など広範な人の生活全体を含むものです。

本町の『文化』は、住民が創り、楽しみ、伝えるものであり、文化の範囲を行政が一方的に定めるべきではありません。ただし、計画を策定する上で、便宜的に一定の範囲を想定する必要があります。

本プランにおける『文化』は、文化芸術振興基本法に基づき「芸術、メディア芸術、伝統芸能、芸能、生活文化・娯楽、文化財、民俗芸能、国語」を主な範囲とし、それに加え、本町の産業の特色であり、本プランでは創造性を重視することから、「科学」も欠かせない文化の一分野と考えます。また、併せてまちづくり、健康福祉、教育、環境など、様々な広義の文化と深く結びついていることをふまえています。

(参考1) 文化芸術振興基本法に列記された分野

芸術 (§ 8) ... 文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊等
メディア芸術 (§ 9) ... 映画、漫画、アニメーション、電子機器等を利用した芸術
伝統芸能 (§ 10) ... 雅楽、能楽、文楽、歌舞伎等
芸能 (§ 11) ... 講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱等
生活文化・娯楽 (§ 12) ... 茶道、華道、書道、囲碁、将棋、出版・レコード等
文化財 (§ 13) ... 有形文化財、無形文化財、その保存技術
民俗芸能 (§ 14) ... 地域の人々によって行われる民俗的な芸能
国語 (§ 18、19) ... 国語、外国人への日本語教育

注： § は、法律の条番号を示しています 例) § 8 は第8条

3. 町の文化環境

(1) 町の概況

武豊町は、知多半島の中央部、東沿岸に位置しています。人口は、42,633 人（平成 24 年 10 月 1 日現在）で、面積は 25.82km² あります。

本町は、港（武豊港）と鉄道（武豊線）に古い歴史があります。J R 武豊線は、1886（明治 19）年に開通した日本でも歴史ある鉄道です。また、東海道線を敷設するための荷揚げ基地として港が整備され、1899（明治 32）年に貿易港として開港の指定を受けています。

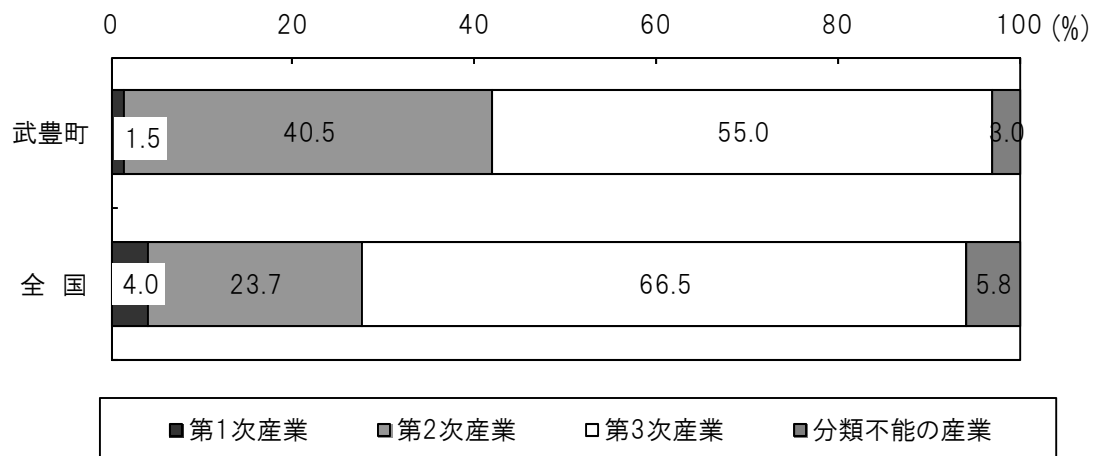
高度成長期には、1961（昭和 36）年に愛知用水が通水し、臨海部の大規模な埋め立て造成が行われ、化学、ガラス、薬品等の大規模な工場・研究所が立地しました。これに合わせて町中央部の住宅開発が進み、人口の増加とともに町が発展しました。

本町には味噌、醤油など伝統ある産業があります。また、知多半島の温かな気候のため、稲作と酪農、花（カーネーション）や野菜の栽培等の近代的な農業が発達しました。

文化財については、国の登録有形文化財である旧国鉄武豊港駅転車台、県指定の有形民俗文化財の算額や、天然記念物のクロガネモチや壱町田湿地植物群落等があり、東大高や富貴地区では竜宮神社や乙姫橋など浦島太郎伝説にふれることができます。また、各地区で山車が巡行するお祭りをはじめとして、地域に根ざした行事や祭事が多数存在しています。

なお、昼間人口が夜間人口を下回り、買回品（婦人服・紳士服、電気製品等）の町内での購買率は 2 割を下回る*など、働く場所や買い物等は周辺市町に流出する傾向があります。

○町民が就業する産業



資料：総務省「国勢調査」（平成 22 年度）

注：第 2 次産業は、製造業、建設業等

* 国勢調査（平成 22 年）によると、昼間人口は夜間人口の約 86%（約 6,000 人の流出超）。町内での購買率は、愛知県消費者購買動向調査（平成 22 年度）より。

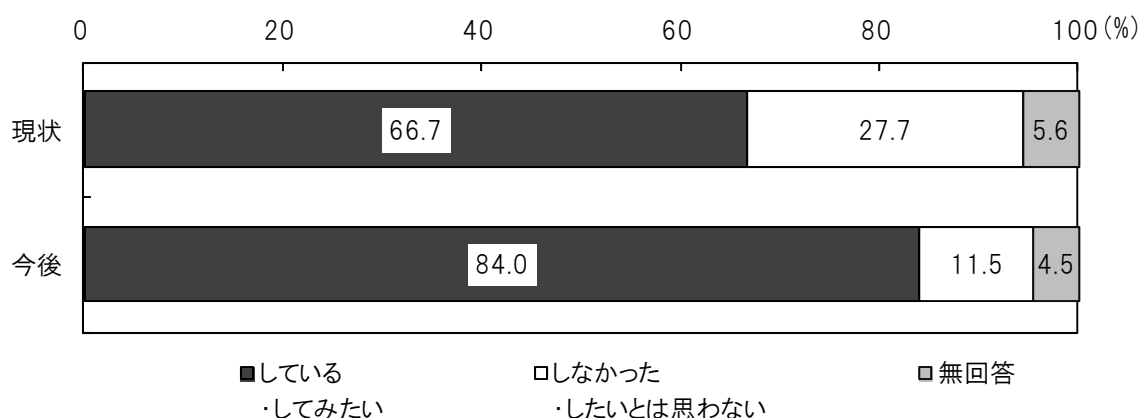
(2) 住民の意識・活動状況

①文化鑑賞

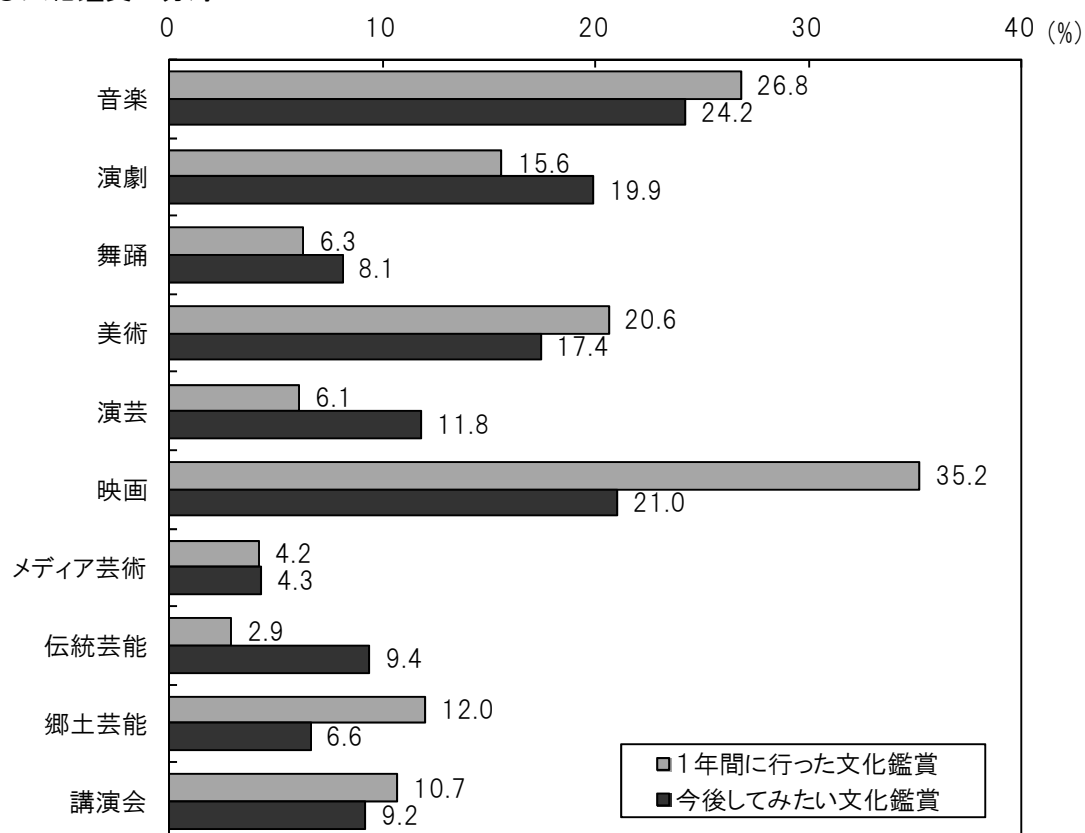
1年間にコンサート・展覧会・イベント等で文化鑑賞をしている住民は 66.7%です。今後、文化鑑賞をしてみたい住民は 84.0%で、多くの住民が鑑賞したいと考えています。

鑑賞している分野、鑑賞したい分野は「映画」「音楽」「美術」「演劇」など多岐にわたっています。

○文化鑑賞の現状と参加意向



○文化鑑賞の分野



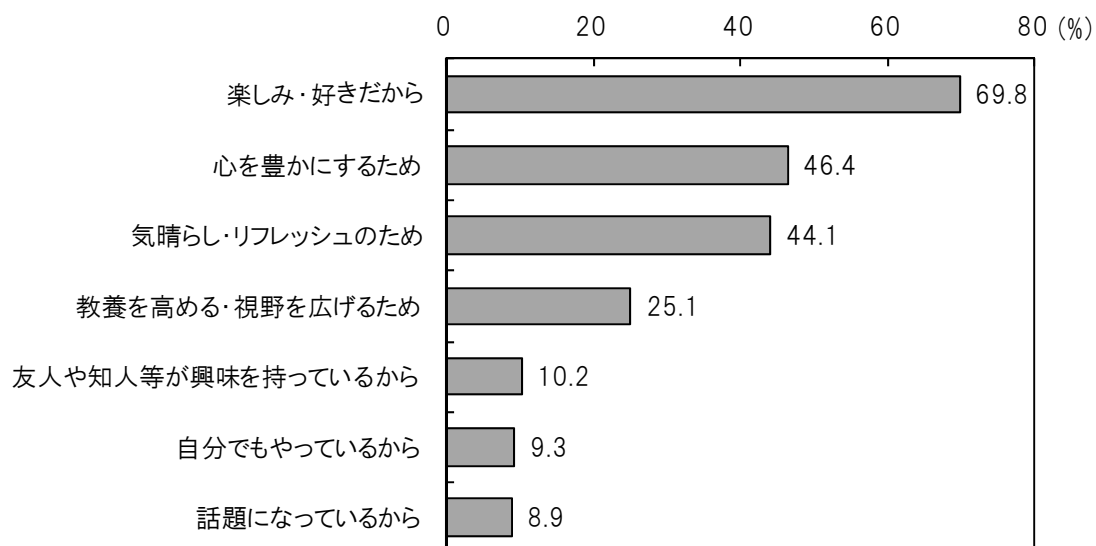
資料：武豊町「生涯学習町民アンケート」(平成 23 年度)

注：この1年間に行った、コンサート・展覧会・イベント等の鑑賞について

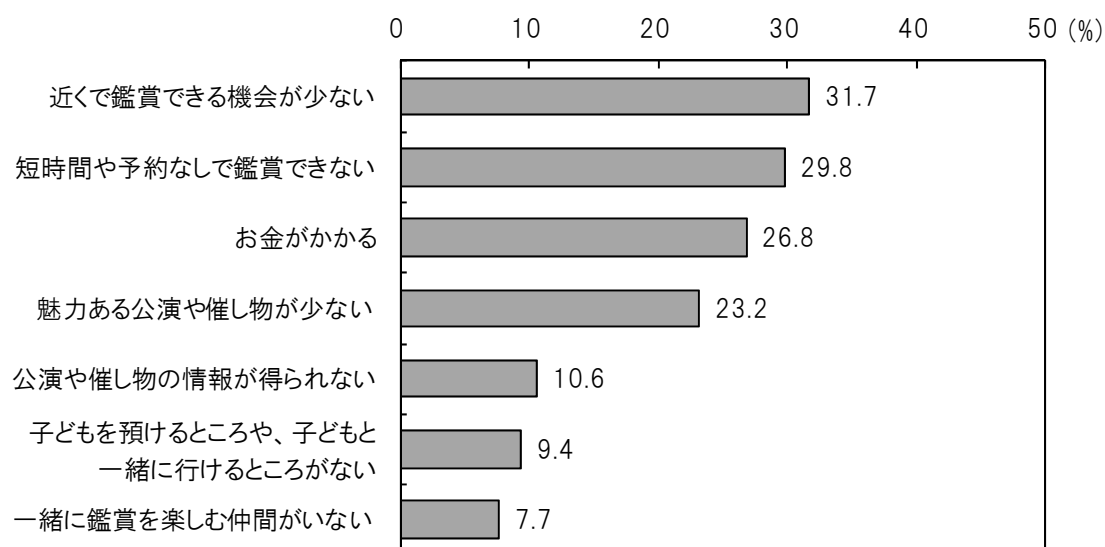
鑑賞の目的は、「楽しみ・好きだから」「心を豊かにするため」「気晴らし・リフレッシュのため」「教養を高める・視野を広げるため」などと回答しています。

鑑賞する上で困ることとして、「近くで鑑賞できる機会が少ない」「短時間や予約なしで鑑賞できない」「お金がかかる」「魅力ある公演や催し物が少ない」などがあがっています。

○鑑賞の目的（鑑賞していると回答した人対象）



○鑑賞する上で困ること（鑑賞したいと回答した人対象）



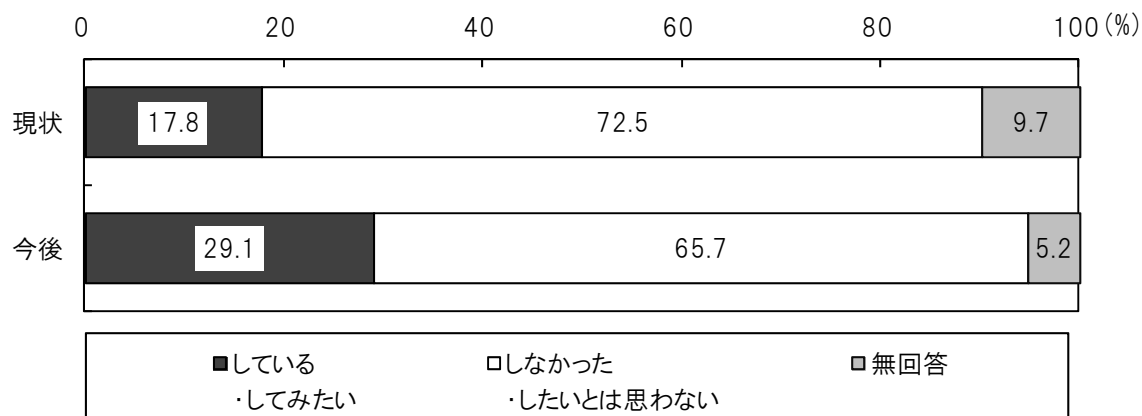
資料：武豊町「生涯学習町民アンケート」（平成 23 年度）

②文化活動

音楽、美術・工芸、娯楽・芸能など文化活動について、「今後してみたい」と考えている人の割合が「現在している」を大幅に上回り、潜在的なニーズがうかがわれます。

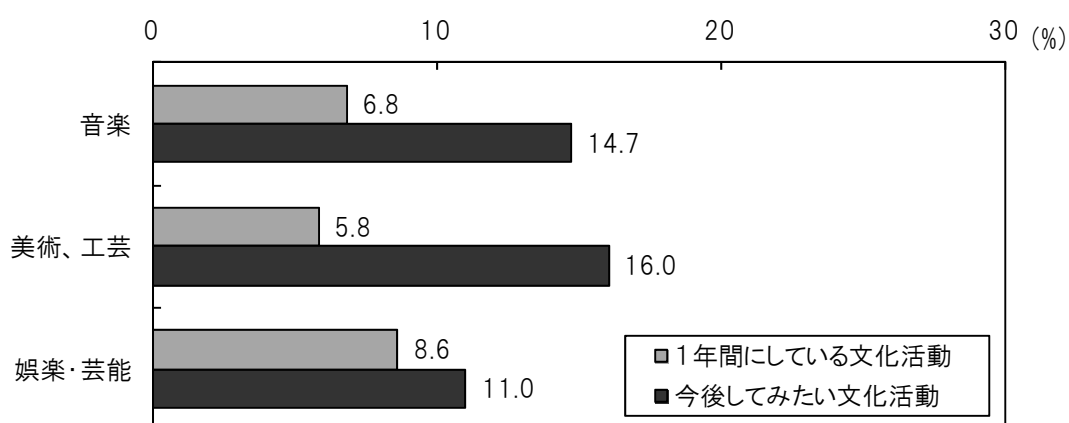
文化活動をする上で困ることとしては、「定期的に活動する余裕がない」「きっかけがない」「お金がかかる」などがあがっています。

○文化活動の現状と参加意向



注：現状はこの1年間に行った学習や活動について

○文化活動の分野



○文化活動をする上で困ること（文化活動を今後してみたい人対象）

定期的に活動する余裕がない	きっかけがない	お金がかかる	情報が足りない	仲間がいない、少ない	気軽にできるものがない	魅力的な学習や活動がない
43.3	36.8	32.3	22.4	21.9	16.9	14.9

注：学習や活動をする上で困っていること、単位は%

資料：武豊町「生涯学習町民アンケート」（平成23年度）

(3) 文化団体・芸術家等

国勢調査等の統計によると、町内在住の文筆家・芸術家・芸能家数は 168 人で、教養・技能教授業の事業所数は 41 となっています。

町内に第 2 次産業の立地がみられることから、技術者と技能者を合わせると 1 万人近くとなり、自然科学研究所は 3 事業所が町内に立地しています。

町内の文化団体としては、ゆめたろうプラザの利用団体が 180 (平成 23 年度利用) あり、文化協会加盟団体、公民館サークル、ボランティアサークル等があげられます。また、山車を管理している地域コミュニティ、学校の部活動等もみられます。

○町内の芸術家・科学者等の数

	文筆家・芸術家・ 芸能家数	技術者	技能者
人数	168	1,477	8,155

資料：総務省「国勢調査」(平成 17 年度)

○町内の民営事業所

	著述・芸術家業	教養・技能 教授業	自然科学研究所
事業所数	0	41	3
従業員数(人)	0	62	108

資料：総務省「経済センサス」(平成 21 年度)

○町内の主な社会教育関連団体

	団体数
ゆめたろうプラザ利用団体数	180
文化協会加盟団体数	28
公民館登録団体数	47
ボランティアサークル登録団体数	36

資料：武豊町調べ

注：重複して登録されている団体があります。

ゆめたろうプラザを利用している文化団体等について、活動の課題としては「メンバーの意欲の向上・持続」「新たなメンバーの確保」「活動内容の充実や上達」、力を入れて取り組みたいこととしては「メンバーを増やしたい」「発表・大会の回数を増やしたい」「様々な団体や人と交流したい」などと回答しています。

○文化団体等の活動状況

活動の課題	メンバーの意欲の向上・持続	(51.2%)
	新たなメンバーの確保	(47.6%)
	活動内容の充実や上達	(41.5%)
	発表や大会の場所の確保	(29.3%)
	練習・活動場所の確保	(24.4%)
力を入れて取り組みたいこと	メンバーを増やしたい	(37.8%)
	発表・大会の回数を増やしたい	(22.0%)
	様々な団体や人と交流したい	(19.5%)
	社会貢献やボランティア活動を充実させたい	(17.1%)
	今のままでよい	(22.0%)

資料：武豊町「ゆめたろうプラザ利用者アンケート」（平成 24 年度）

（４）町の取組

①事業

ポップスコンサート、レクチャーコンサート、サロンコンサート、文化講演会など親しみやすい公演等の実施、学校アウトリーチなど教育機関や公共施設に出向いた身近な鑑賞機会の提供、ゆめホテル事業・各種教室など芸術と科学をテーマとした事業、知多半島春の音楽祭等のフェスティバルの開催、芸術文化団体の育成、住民の発表の機会づくりなど、様々な事業を実施しています。

○ゆめたろうプラザ等で行われている主な事業（平成 24 年度）

事業	内容
ポップスコンサート	住民に親しみのあるポピュラー音楽に関する公演を実施 「ムッシュかまやつ×泉谷しげる トーク&ライブ」 「Circusおもしろクラシック」
松竹特別講演	本格的な演劇公演を開催 「初蕾」
子ども・親子向け公演	子どもを対象とした公演を開催 「子どものためのシェイクスピア『ヘンリー六世Ⅲ』」 「テアトロ・インプロヴィーズ来日公演」「ケロポンズ」
学校アウトリーチ	全小学校4年生の各クラスにプロのマリンバ奏者が出向き、演奏・交流
レクチャーコンサート	鑑賞の前に解説・体験等を行い、初めての人でも鑑賞できるよう工夫 「能への誘い 能『敦盛』」

テレビの収録	住民も出演できる人気テレビ番組の公開収録を実現 「出張！なんでも鑑定団 in たけとよ」
ゆめプラサロンコンサート	アットホームな雰囲気、気軽にクラシックの生演奏を鑑賞 響きホールで年間6公演
ゆめたろう寄席	毎年恒例の落語など演芸を鑑賞する寄席を開催 「三遊亭円楽、笑福亭松枝、太田家元九郎 ほか」
ギャラリー企画展	民間の画廊と提携して知多ゆかりの人の絵画を展示 「稲葉実と知多半島ゆかりの現代洋画家たち展」
文化講演会	地元事業所と連携して、著名人の講演会を開催 「藤田弓子」
知多半島春の音楽祭	1～3月にかけて知多半島全域にわたる音楽祭を企画(294 事業)。町内では約 80 公演を実施 「オーケストラアンサンブル金沢 ニューイヤーコンサート」 「Keiko Lee Live」など
芸術と科学のハーモニー特別講演会	芸術と科学の融合をテーマにして、著名な専門家による講演会を開催 「人間の脳の無限の可能性について、茂木健一郎」
ゆめホテル事業	自然の光、光のアート、環境アート、ゆめホテル製作、情報発信など、コンサートやワークショップ、出張上演等を実施
アニメーション、ロボット、モデルロケット等の製作教室	アニメーション制作体験講座、レゴロボット等の製作・競技、モデルロケット製作・打ち上げ等を実施
体験教室・作品展覧会	からくり・木工・ゴム銃等を製作したり・体験したりする教室、作品展覧会、星プロジェクトを開催
レクチャー事業等	石膏デッサン体験、アートレクチャー、現代アートの鑑賞、地元企業技術者との連携科学事業(サイエンストーク)、専門家による講演会(レクチャー)を実施
ハロウィンパーティー	子どもたちが、創意工夫を凝らした仮装を行い発表。関連ワークショップも多数実施。
モーニングコンサート	地元アーティストへ演奏機会を提供 響きホールで年間6公演(コーヒー等のドリンク付)
芸術文化団体の育成事業	住民が参加し、地域の顔となる芸術文化団体の定期公演等を支援 「武豊町民劇団 TAKE TO YOU」「Swing Band TAKETOYO」
住民の発表機会づくり	参加者・関係者による実行委員会等を組成し、発表の機会を企画・運営 「芸能祭」「町民文化祭」「絵画展」

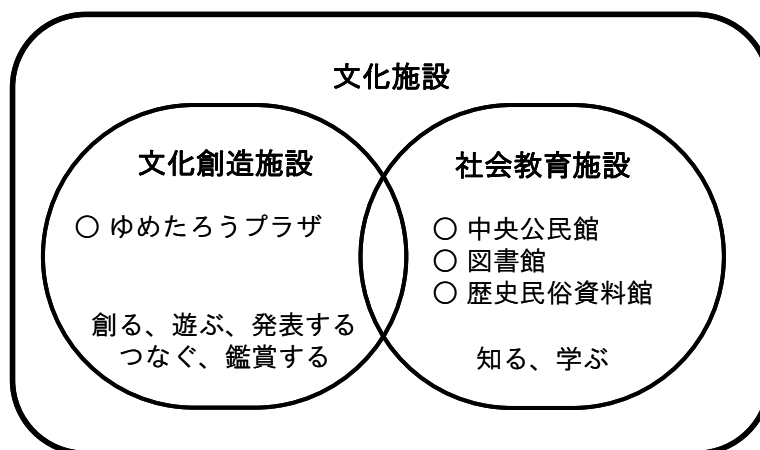
②施設

ゆめたろうプラザは、輝きホール（678 席）、響きホール（230 席）等を備え、芸術鑑賞、人材育成、文化発信、交流・住民参加等の事業に取り組んでいます。また、生涯学習施設として中央公民館、歴史民俗資料館、図書館等があります。

知多半島 5 市 5 町（東海市、大府市、知多市、半田市、常滑市、東浦町、阿久比町、南知多町、美浜町、武豊町）では、公共施設が相互利用でき、料金もそれぞれの住民が利用する額と同額とする制度があります。このため、これらの生涯学習施設では、住民はもち

ろんのこと、近隣市町からも多くの利用があります。

この他、保健センター、老人福祉センター等の保健福祉施設、保育園、児童館、子育て支援センター等の次世代育成関連施設、小学校（4校）、中学校（2校）、高等学校（県立1校）など教育施設が町内に立地しています。町の施設以外にも、18箇所の地区公民館が地域で運営されています。



○主要施設の位置付け（生涯学習基本構想より）

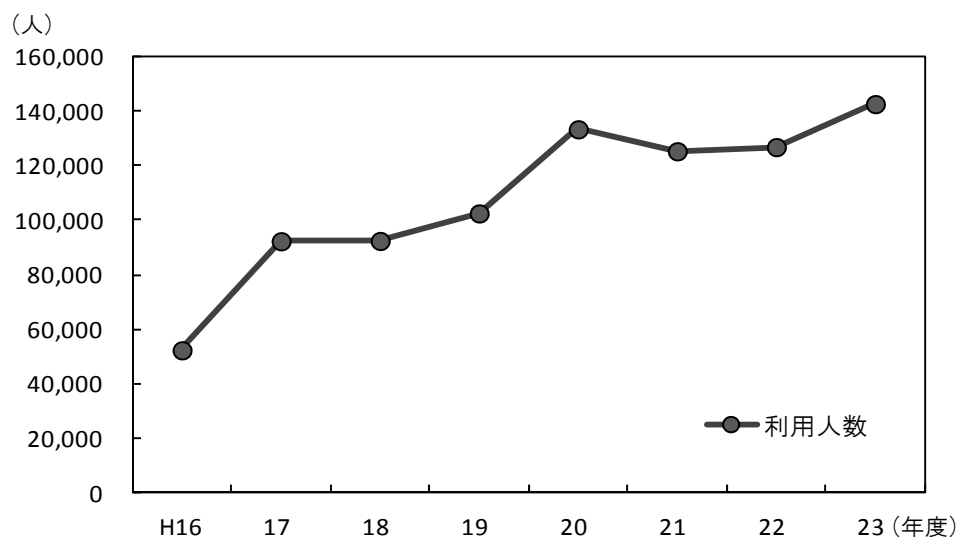
ゆめたろうプラザ
「位置付け」 ・文化創造プランに基づき、町の文化芸術の普及振興、文化創造及び交流の拠点として、文化体験、文化創造、交流協働等に関する事業の企画・運営を行います。また、住民等に施設の貸し出しを行います。
「今後の取り組み」 ・より多くの住民が、文化にふれる機会をつくるため、館内だけではなく、公共施設・企業や学校等で文化を体験できる機会をつくります。 ・生涯学習団体、芸術・科学の専門家、他の自治体、企業、住民からなるNPO等と連携しながら、芸術・科学に関する創造性豊かな事業・運営体制の充実を図ります。

中央公民館
「位置付け」 ・生活文化の振興、社会福祉の増進を図るため、文化・教養など町の生涯学習の拠点として、町の公民館事業の立案・実施・評価を行います。また、住民等に施設の貸し出しを行います。
「今後の取り組み」 ・施設の耐震化・バリアフリー化・機能向上を図るため、改修に取り組みます。 ・町の生涯学習の拠点として、住民の学習・活動支援、情報収集・発信の充実を図ります。

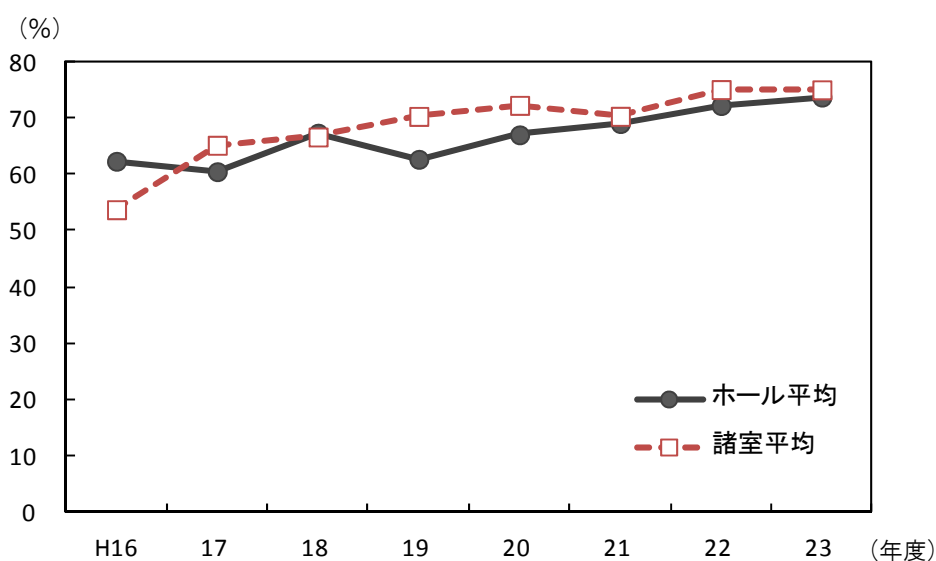
ゆめたろうプラザの利用人数は増加基調で推移しており、平成 23 年度は延べ 14.3 万人です。

施設の日稼働率についても、ホール、諸室ともに上昇基調にあります。

○ゆめたろうプラザ利用人数の推移



○各部屋の利用状況（日稼働率）



・ホールの日稼働率(%、平成 23 年度)

輝き ホール	響き ホール
68.6	78.9

・諸室の日稼働率(%、平成 23 年度)

ギャラリー	創作 工房	情報 考房	練習室	ミーティング ルーム①	ミーティング ルーム②	ミーティング ルーム③	スタジオ	和室
54.2	74.7	76.9	98.7	73.7	66.6	73.4	85.1	72.1

資料：ゆめたろうプラザ調べ

(5) 文化創造の取組の成果と課題

アンケート調査、策定委員会やワークショップでの議論、統計やデータ等に基づき、この10年間の成果と課題を整理しました。

成 果

●多様で質が高い文化を体験できる機会の提供

ゆめたろうプラザでは、質の高い作品を鑑賞する機会の提供、多様な文化を体験する機会の提供などを、住民等のニーズを考慮しながら幅広く実施し、知多地域を代表する多様で質が高い文化を体験できる文化施設となっています。

●気軽に文化にふれる環境づくり

解説付きの講座、気軽に参加できる雰囲気をもたせたコンサート、アーティストの学校への訪問や親子向けの公演、体験型のワークショップなど、文化を身近に感じることができる事業を実施しました。

●住民の創作活動の広がり

ゆめたろうプラザの利用団体のおよそ半数は、ゆめたろうプラザの整備後に活動を始めるなど、住民の創作活動が広がってきています。また、その利用者は幅広い年代にわたり、様々な人に利用されています。武豊町民劇団 TAKE TO YOU、Swing Band TAKETOYO など地域の顔となる新たな文化団体が生まれ、その活動の自立化を支援しています。

●芸術と科学の創造空間

芸術と科学のハーモニー事業をはじめ、芸術や科学を軸として、体験教室、作品製作、発表会等を開催しました。愛・地球博を契機とした国際交流、ゆめホテルを活かした町外での事業展開、はやぶさの実物大模型の製作と全国への貸し出し、モーニングコンサートや春の音楽祭を通じた地域の音楽家による公演など、開館当初の想定を超える成果を生み出しました。

●パートナーシップによる推進

各種実行委員会、特定非営利活動法人武豊文化創造協会（以降、「NPOたけとよ」と表記します。）、文化協会等との連携を進め、また、様々な住民ボランティアの協力を得て、住民との協働により多様できめ細かな事業を推進しました。協働を進める中で、NPOが力量を付け、開館当初よりも多くの事業を企画・運営できるようになりました。

●気軽に参加できる機会づくり

町民アンケートでは、鑑賞する上で困ることとして、「近くで鑑賞できる機会が少ない」の割合が最も多く、引き続き、気軽に鑑賞や創作等に参加できる機会が求められています。

●参加者、支援者等メンバーの固定化

ゆめたろうプラザが開館して8年以上が経過し、ホールでの鑑賞者、練習等での施設の利用者、ボランティアや支援者等のメンバーが固定化する傾向がみられます。より多様な人が参加・利用できるように働きかけていくことが課題です。

●若い世代の参画

平成22年に決定された国の子ども・若者ビジョンにおいて、子ども・若者の「社会形成・社会参加支援」は基本的方向の1つとして重視されています。ゆめたろうプラザにおいても、体験するだけでなく、事業の担い手として若い世代の参画を図り、関係者と育ち合いながら、その意見を反映していくことが課題です。

●ネットワーク機能の充実

ゆめたろうプラザの開館後、鑑賞事業や芸術と科学のハーモニー事業等をはじめ、鑑賞・創作・発表等の機会を積極的に作ってきました。これらの事業には様々な住民や専門家がかかわっており、その人々をつないでいく、ネットワーク機能を高めていく必要があります。

●まちづくり、福祉の充実への貢献

文化は、人と人を結びつける力、わがまちの愛着を高める力、観光や産業など経済的な効果があり、これらの力をまちづくりに結びつけていく必要があります。

また、経済的な格差や社会的孤立が社会問題となっており、子ども・若者、高齢者、障がい者、失業者、在住外国人等に対しても、それぞれの人が自分らしい形で関わるができる文化の力に着目し、福祉の充実に貢献していく必要があります。

●中長期的な視点からの運営体制づくり

文化創造施策は、そこに携わる職員やスタッフの力量が、事業の質に大きな影響を及ぼします。町の職員数が抑制される中、ゆめたろうプラザで中長期的に活動するスタッフを確保していくことが課題です。特に、運営においては、町とNPO・ボランティアのパートナーシップ（協働）の貴重な場となっていることをふまえ、運営体制を真摯に検討していく必要があります。

●設備の経年劣化等への対応

本プランの最終年次には、ゆめたろうプラザが整備後 20 年近くとなり、設備等が耐用年数を迎えたり、経年劣化が進んだり、技術の変化に十分に対応できなくなったりしてることが予想されます。このため、できるだけ施設・設備の長寿命化を図るとともに、設備等の修繕や更新など計画的な対応が求められます。

●持続的な資金の確保に向けて

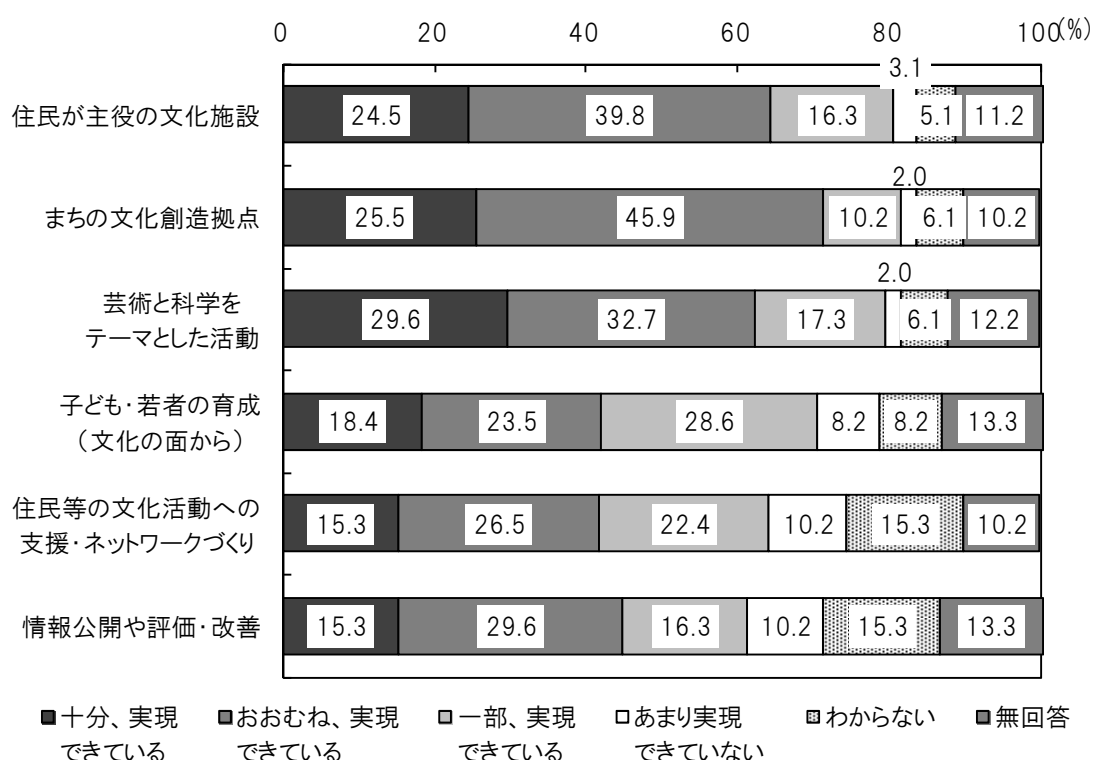
町財政については、税収が伸び悩む中、高齢化への対応が求められることが確実視されます。このため、予算の制約がある中で、収入の確保、コストの抑制や削減に取り組むなど、一定の質を維持しながら最大の効果を上げるサービスを行う必要があります。

(参考2) ゆめたろうプラザを利用している団体からみた評価

ゆめたろうプラザの基本的性格として設定されている6項目について、その評価をみると、『住民が主役の文化施設』『まちの文化創造拠点』『芸術と科学をテーマとした活動』については、一定の評価を受けている一方、『子ども・若者の育成』『住民等の文化活動への支援・ネットワークづくり』は、評価が分かれています。

ゆめたろうプラザで取り組むべきことについては、「質の高い公演・展示等の鑑賞ができる」「子どもが芸術や科学を体験できる」「文化を通して知り合いが増えたり、いろいろな人と交流できる場をつくる」の回答が多くみられます。

これまでのゆめたろうプラザでの取り組みの評価



ゆめたろうプラザで取り組むべきこと

質の高い公演・展示等の鑑賞ができる	(40.8%)
子どもが芸術や科学を体験できる	(40.8%)
文化を通して知り合いが増えたり、いろいろな人と交流できる場をつくる	(31.6%)
いろいろな分野の作品の鑑賞ができる	(23.5%)
住民の文化活動のレベルアップを図る	(20.4%)
福祉・まちづくり・産業振興など様々なところで文化芸術を活用する	(20.4%)

資料：武豊町「ゆめたろうプラザ利用者アンケート」（平成24年度）

II 基本的な考え方

1. 基本理念

本町の文化は、豊かな自然や歴史に支えられながら、住民の日常生活・仕事・まつり等を通して、創造され、継承され、工夫され、そして再び継承されるなど、時代とともに育まれてきたものです。

このように、本町の文化の主役は武豊の『住民』です。また、文化は、人を幸せにし、夢を育み、地域社会を支える限りない可能性を持つものです。

本町の文化振興は、まず、住民一人ひとりが豊かな文化環境の中で、文化に“親しむ”“楽しむ”“感動する”“夢を抱く”“安らぎを得る”など、日常的な生活にうるおいをもたらすことを出発点とします。

その中から、“ともに学び”“力を合わせ”“支え合う”など人と人をつなぎ、“新しいものを創り”“広く発表する”など文化活動が社会に広がっていくことのすべてを重視します。

そして、住民一人ひとりが責任を持った自立した「ひと」として、心と力を合わせて、ともに暮らしやすい地域社会をつくり、豊かな文化を次の世代へ引き継いでいく必要があります。このような活動が次々と生まれ育ち、文化が地域社会に根ざしたまちをつくることをめざし、次のことを基本理念とします。

ひとが育ち まちを育てる 文化のまち武豊

2. 基本方針【本計画の特徴】

『だれも』『子ども・若者』『ひと・まち磨き』『パートナーシップ』がキーワード

（１）『だれも』が文化を楽しむ機会づくり

優れた文化は、一人ひとりに多くの恵沢をもたらします。一人ひとりが、その個性・能力・意欲にあわせて、多彩なメニューの中から、文化の学習や活動を選び、そして心から楽しむことができる機会を充実します。特に、住民が身近なところで気軽に文化とふれあう機会をつくるなど、すべての人が文化にアクセスできる環境づくりに取り組みます。

（２）『子ども・若者』が豊かな文化の中で育つ環境づくり

子ども・若者一人ひとりの人格が尊重されながら、いろいろな経験や体験をすることは、心の豊かさを養い、生きる力を育みます。特に、文化は、自由に表現できること、様々な考え方や方法を知ること、繰り返し繰り返し試すこと、みんなと協力することなどを体験できる貴重な機会を提供することができます。

このため、家庭・学校・地域と連携しながら、子ども・若者が、様々な人や作品との出会いや交流の中でいろいろな体験を重ねる機会の充実を図ります。

(3)『ひとやまちを磨く』文化活動の支援

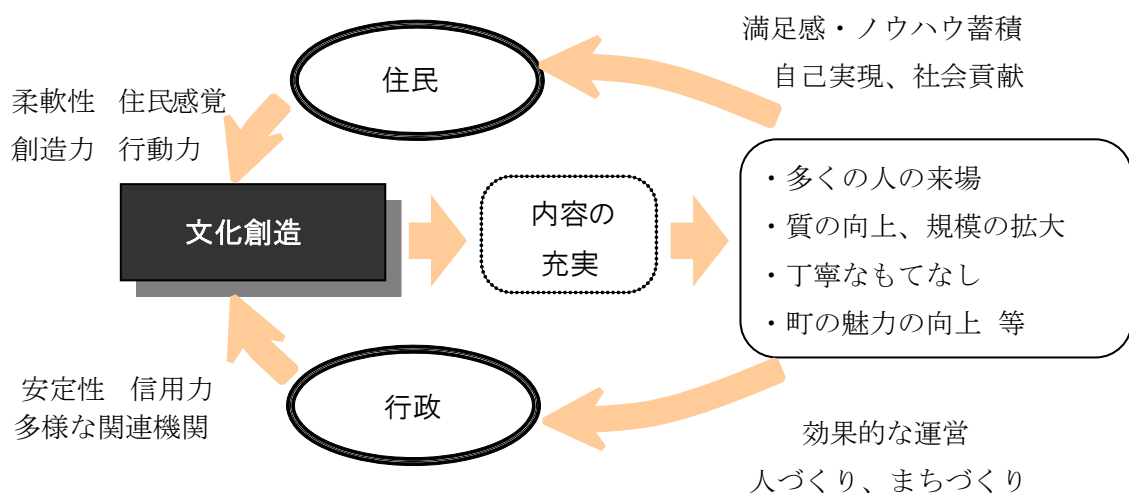
芸術や科学等の奥深さ・斬新さ・洗練性は、人の感性を育み、新たな発想を生み出す源となるなど、人を磨き、生活の質を向上させます。また、文化は、人と人とのコミュニケーションを豊かにし、様々な価値観の尊重と共生を促すとともに、わがまち意識を高め、まちの活性化につながります。そのため、多様で質が高い文化を享受でき、住民がのびのびと文化活動が続け、芸術性や創造性を深め、その成果をより多くの人へ伝えていく「ひとやまちを磨く」文化活動を支援します。その際、県、高等教育機関、民間事業者との役割分担を念頭に置き、本町では「住民にとって」の視点を持ちながら事業等を企画していきます。

(4)『パートナーシップ』による文化創造

文化は、住民一人ひとりの活動が基礎となります。そして、より充実した文化を創造するためには、一人ひとりの活動だけでなく、より多くの人々が協力や交流をしていくことが求められます。

住民、文化団体、NPO、教育機関、地域、企業、行政など様々な人や団体が、それぞれの特性を活かしながら、お互いを尊重し、目的を共有しながら力を合わせる『パートナーシップ』という考え方を基本とし、文化創造環境の充実を図ります。

○文化創造事業におけるパートナーシップの好循環の例



参考：武豊町「第2次生涯学習基本構想」

○ゆめたろうプラザ



Ⅲ ゆめたろうプラザの取組

1. 基本的性格

本会館は、住民が楽しみながら芸術や科学等を実感し、心と技を磨き、いろいろなことを考えて試して、時にはひたむきになって創造する、そのような活動のきっかけづくりや支援をする場として考えられました。

また、個人、専門家、企業など様々な住民が集まり、おしゃべりをしたり、一緒に考えたり、協力して創ることにより、まちの文化を生み出すとともに、知縁と共感により人と人を結ぶコミュニティづくりにつなげていく、このような活動を育み、住民とともに育っていく場でありたいとの“思い”があります。さらに、芸術と科学が相互に影響しあいながら“ひと”の心と社会を耕し、「心つなぎ みんな輝くまち」の創造に向けて、少しでも貢献したいとの“願い”があります。

このように本会館は、住民一人ひとりが文化を掴み、生活・まち・そして社会に活かしていくための「まちの文化のプラットホーム」として、ひと・もの・情報等が集積し、様々な支援に取り組む施設です。これらの活動により、いつもおもしろい取り組みや提案を行っている個性的で魅力的なまち「武豊」を実現し、ひいては全国・世界へ情報発信するまちをめざします。

ゆめたろうプラザでは、整備時に検討された次の6つの基本的な性格にもとづき、事業・運営を行ってきました。基本的な性格の意義については、10年前と変わることなく現在でも重要であり、本計画でもその考えを継承していきます。

基本1 住民主役の文化施設です

ゆめたろうプラザの主役は住民です。住民の主体性・創造性・熱意・責任感を最大限発揮できるように、そのニーズに的確に応えるとともに、様々な事業の企画・運営等を住民とのパートナーシップで取り組みます。

基本2 まちの文化創造拠点です

ゆめたろうプラザは、様々な住民、芸術家、科学者、来訪者等が訪れ、くつろいだり、芸術・科学等を学び・感動したり、新たな文化創造に取り組んだりすることができる町の文化創造拠点です。このような活発な活動により、まちの文化の顔となり、将来的には、全国・世界から注目される情報発信拠点づくりを進めます。

基本3 芸術と科学がテーマの創造空間です

芸術と科学は、人が情熱をかけて創造し・成果を蓄積してきたという点で非常に類似しています。ゆめたろうプラザでは、芸術・科学の専門家を招き、住民が本格的な文化にふれたり、新しい発想を知ることができる機会を設け、地域文化を触発します。また、芸術家や科学者とのパートナーシップを築き、芸術や科学の調和をめざす創造活動の支援に取り組みます。

基本4 明日を担う子ども・若者が育つ文化空間です

子ども・若者が、自分でもしくはいろいろな人と協力して、学び・考え・感じ・創ることにより、想像力や個性を伸ばし、思いやりを育むなど、文化体験や社会体験ができる「よく学び よく遊ぶ」空間となることをめざします。

基本5 文化サポートネットワークの拠点です

個人や団体が単独で行う創作活動において、時には壁につきあたることもあります。その際に、芸術や科学の専門家、地域の団体、企業、行政、助成団体等から様々な支援を受けることが考えられます。ゆめたろうプラザは、文化の創造に取り組む人・団体をサポートするネットワークの拠点として、人・場所・情報等のコーディネートに取り組みます。

基本6 内に外に開かれた施設です

ゆめたろうプラザは、住民の熱意とサポーターの支援により成立する施設で、多くの住民や関係者の共感を得ることが不可欠です。このためには、施設の活動の情報公開、説明責任、評価と改善を行い、内外に開かれた姿勢を持つことが必要です。住民の文化活動は広域化しており、そういった近隣市町の住民や専門家のエネルギーをゆめたろうプラザに取り入れ、活かします。

2. 事業の概要

(1) 事業の考え方

公演・展示・発表等の文化事業は、大都市や教育機関など、特定の場所・人に偏りがちで、身近なところで多様な文化を享受する機会が限られています。特に、芸術や科学については近寄りがたいというイメージを持つ住民も少なくありません。また、公共文化施設が、単なる全国巡回公演の鑑賞の場や、関係者の発表の場など、限られた人の空間になり、その文化の持つ可能性を活かしきれていないことも少なくありません。

これらの公共文化施設の課題をふまえて、本町では、文化を楽しむ住民の裾野が広がり、ゆめたろうプラザが活発に活用され、そこからおもしろいことや感動が次々に生まれる地域づくりを支援するという立場から、ゆめたろうプラザの事業を次のように考えます。

事業方針1 みんなが文化を楽しむきっかけづくり

住民が芸術や科学等のすばらしさを垣間見たり、わかりやすい説明を受けて文化を身近に感じたり、文化イベントにわくわくしたりするなど、文化を楽しむきっかけづくりに取り組みます。

事業方針2 子ども・若者が文化に親しむ機会づくり

子ども・若者の文化を愛する心を育て、豊かな心や創造性を育むために、子ども・若者が興味を持って文化にふれ、試してみたり、自ら表現したりする機会をつくるなど、文化に親しむ機会をつくります。

事業方針3 芸術と科学による本物体験

メディアが発達する中で、質の高い作品や実物など本物に直接出会うことが一層、重要になっています。このため、芸術や科学を中心に本物を体験する機会をつくり、感動・驚き・楽しさ、そして正確な理解を通じて、感性や創造性を磨いていく機会を提供します。

事業方針4 文化豊かなコミュニティづくりの推進

様々な住民が力を合わせて作品をつくったり、芸術家・科学者等との交流の中でお互いに刺激を受け合いながら相互理解を深めたりするなど、文化は人と人を結び、育ち合いを促し、地域を元気にしていくことができます。このように、創造的な文化活動を通じて、豊かなコミュニティづくりに貢献していくことに取り組みます。

事業方針5 文化創造と情報発信の環境づくり

住民・芸術家・科学者を問わず、おもしろく・個性的で多彩な創造活動が武豊から次々と生まれ、それが各地域や海外に情報発信できることを長期的な目標に持ち、事業を組み立てます。その際、芸術家等が魅力的なひとづくりやまちづくりに貢献し、ひとやまちが芸術家の創造活動を支える相互協力のしくみづくりに取り組みます。

(2) 事業の概要

ゆめたろうプラザが持つ理念を実現するためには、長期的な視点を持ちつつ、その時々地域の文化活動の状況にあわせた計画を推進することが重要です。このため、将来像を描きながら長期間で膨らませるものと短期で反復的に計画される事業との双方が必要です。例えば、普及・啓発事業や地域の文化団体の育成・支援等は長期的に、鑑賞事業や大規模イベント等は2年程度を一体的にみながら事業を構成します。

ゆめたろうプラザの事業は「文化体験」「創造支援」「交流協働」「情報」「貸館」の5つの事業を柱に事業計画を策定します。

各事業の内容は以下の通りです。

事業1 文化体験事業（みる、やってみる事業）

ゆめたろうプラザやまちの中で、だれもが多様で質の高い文化を楽しむ機会をつくるため、鑑賞事業、ワークショップ、講演会、講座等を開催します。また、その企画・運営については、住民との協働で行い、きめ細かく温かい事業展開をめざします。

その際、子ども・若者、新たに文化の学習・活動を始めたいと考えている人、家庭・仕事・交通手段・健康状態等の制約で文化にふれる機会が少ない人などが参加しやすいように工夫します。

(事業例)

- ・国内外の舞台芸術家・芸術団体による質の高い芸術公演
- ・音楽、演劇、舞踊・ダンス、古典芸能など、様々なジャンルの公演
- ・サロンコンサートなど、小ホールを利用したくつろいだ雰囲気でのコンサート
- ・作品、楽器、演奏家等について解説付きの演奏会
- ・芸術と科学に関する体験講座やワークショップ
- ・子どもや親子、障がい者等が参加しやすい公演
- ・学校、公共施設、まちの中など、身近な場での鑑賞機会づくり（アウトリーチ）
- ・文化関係者、科学者等の講演会
- ・アート展、ギャラリー展、映画上映など多様な鑑賞機会づくり
- ・国際音楽の日（10/1）、古典の日（11/1）等に関連した企画

事業2 創造支援事業（つくる、がんばる事業）

文化団体、活動経験者、指導者、事業企画団体、ボランティア等を対象に、レッスン、ワークショップ、講座などレベルアップや新たな創造の手がかりとなる機会を提供し、住民の創造的な文化活動を支援します。

特に、専門家と協力し、ゆめたろうプラザの特色である芸術と科学に関する創造活動の支援に力を入れます。また、住民や文化団体が、学習や練習の成果を地域社会に向けて発表したり、学校や福祉施設で活動するなど、ひとを育てていったり、暮らしやすいまちをつくる活動を積極的に支援します。

(事業例)

- ・地域の芸術文化団体の育成

- ・芸術と科学に関する製作教室や競技会
- ・中上級者や活動経験者向けの教室や公開レッスン
- ・モーニングコンサートなど、地元アーティストへの演奏機会の提供
- ・ボランティア養成、アートマネジメント講座など、地域文化リーダーの育成事業
- ・他の文化施設との共同企画による創造的な文化活動の支援
- ・ゆめたろうプラザに親近感や好感を持つ芸術家・科学者等の協力を得た創造活動

事業3 交流協働事業（集まる事業）

分野・世代・職業・地域や国籍等を超え、様々な人が出会い、話し合ったり協力したりする機会をつくるため、住民同士の交流、芸術家や科学者との交流、国内外の様々な地域との交流等を図ります。

特に、春の音楽祭、芸能祭、町民文化祭など、地域の文化団体が一堂に会する事業は、独特の高揚感や一体感の中から、よりきめ細かな地域社会のネットワークの形成につながることを期待されます。

（事業例）

- ・春の音楽祭、芸術と科学フェスティバルなど、様々な関係者が連携したイベント
- ・ハロウィンパーティーなど、子どもが参加しやすいイベント
- ・姉妹都市等との文化交流
- ・芸能祭、町民文化祭、絵画展など、住民の発表の機会づくり
- ・中央公民館、歴史民俗資料館、図書館、スポーツ施設、観光施設等との連携事業

事業4 情報事業（伝える事業）

住民が鑑賞や活動等をするにあたり、町内外の多様な文化情報が容易に入手できるようにするため、また、ゆめたろうプラザの活動をより多くの人に知ってもらうため、情報の収集・整理・発信を行います。

特に情報発信については、広報や回覧板、チラシ、地域メディア、ホームページ、また、スタッフや関係者の口コミまで含め、多様な手段を活用します。

（事業例）

- ・事業スケジュールや各種公演・講座等のチラシの作成
- ・ロビーやエントランスを利用した活動成果等の展示
- ・町広報・学校・回覧板を利用した広報
- ・新聞、タウン誌、CATVなど地域メディアを利用したPR
- ・町内外の公共施設やイベントなど館外でのPR
- ・町外の文化振興やまちづくり関連のイベントへの参加・情報発信
- ・ホームページやメールマガジンなどITを利用した広報
- ・近隣自治体の文化イベント情報の収集・提供
- ・年報の作成

事業5 貸館事業（使う事業）

住民の自主的な学習・創造・発表・交流等をはじめ、芸術家の創作活動、地域の公共的なイベント、民間事業者の経済的な視点を含めた文化事業等に、ホール・諸室を、設置目的をふまえて貸し出します。

また、利用率の低い部屋の利用を促す工夫を図ったり、より簡易で公正な予約方法を検討します。

（取組例）

- ・利用率が低い部屋の利用促進
 - ・わかりやすく便利な予約方法の検討
 - ・開館日時の工夫
 - ・仕込み・練習利用などホール利用料金の減額
- *3. 運営計画の（4）運営規程等にも詳細を記載

（3）今計画期間の重点施策

ゆめたろうプラザでは、前回の計画において目標とした、開館期における文化創造事業の着実な実施や、運営体制における住民・専門家・行政のパートナーシップについて、大きな成果を得ることができました。この10年間の成果と課題をふまえながら、次の施策について重点的に取り組みます。なお、重点施策は計画期間のうち前半の5年程度を想定しており、中間年で見直しを行います。

〔重点1〕 知多半島春の音楽祭の展開

行政、文化団体、NPO、芸術家、教育機関、民間事業者等と連携して、知多半島全域で春の音楽祭を開催し、連携先の活動の自立化を支援しながら、愛知県を代表する音楽祭として定着させていくことをめざします。

〔重点2〕 芸術と科学のハーモニー事業の交流機能の充実

はやぶさの展示やゆめホテルのように、多くの住民の協力を得ながら、質の高い事業を実施し、たくさんの住民の参加を得たり、町内外に情報を発信したりするなど、芸術と科学のハーモニー事業を通じた交流に取り組んでいきます。実施にあたっては、芸術系やまちづくり系の事業と組み合わせたり、数年に1度、フェスティバルもしくはコンテストを開催するなど、協力していただける住民の負担に配慮します。

〔重点3〕 学校などホール外でも文化にふれる機会づくり（アウトリーチ）

学校、公共施設、商業施設等でのアウトリーチの企画・運営を行い、ホール外でも文化にふれる機会をつくります。そして、その参加者がホールを訪れるような工夫や働きかけをします。また、県内でアウトリーチ活動をする芸術家の育成・起用を図ります。

〔重点4〕 U39 など若手サポーターの育成

若い世代の考えを代表し、次代の事業の企画・運営を担う若手サポーター（例えば、40歳未満を対象とした Under-39）の募集を行い、講座や企画体験等を通じて、その育成とグループ化を図り、自立的な活動を支援します。

〔重点5〕 夢を持った様々な人をつなぐ（連携の促進）

近隣の若手アーティストを紹介するコンサート、子どもから高齢者まで参加する文化活動、地域の技術者等が持つノウハウを活かした子ども向けの創作体験事業、町外の文化施設等との共同制作、生涯学習施設・まちづくり関係者・芸術系大学・民間事業者等と連携するなど、夢を実現するために人や団体をつなぎ、ネットワークを広げていきます。

〔重点6〕 より多くの入場者、適切な価格設定など、収入の向上

公演・展示・講座等を行う際に、採算と公益性のバランスのとれた適切な価格設定の中で、より多くの入場者を得ることができるようにするなど、事業収入の増加に取り組みます。

〔重点7〕 町内外へのさらなる浸透をめざした情報発信

より多くの住民にゆめたろうプラザを身近に感じてもらえるように多様な方法で情報発信を行います。また、特色ある事業・運営について県内外で発表したり意見交換をする会に参加し、県内外の関係者等への知名度の向上を図っていきます。

●事業スケジュール

	H25～26	H27～28	H29～	中長期展望
文化体験事業				
鑑賞事業	質の高い公演、多様なジャンルの舞台芸術公演 ●H26 町制60周年	(継続)	(継続)	鑑賞が住民に定着し、鑑賞事業が一定の収益力を有する
鑑賞事業(文化を楽しむきっかけづくり関連)	ポピュラーコンサート、サロンコンサート、 レクチャーコンサート、親子向け事業等を実施	(継続)	(継続)	〃
[重点③]アウトリーチ	訪問先の拡大、地域のアーティストの育成・起用	学校を訪問する地域アーティストの育成・起用	園から中学校までを見通した事業展開	県内にアウトリーチの担い手が育ち、町内できめ細かな活動をしている
芸術と科学に関する体験講座やワークショップ	住民と支援者のニーズをふまえながら事業を設計	(継続)	(継続)	地域の人材により、多様な分野、レベルで実施されている
アート展、映画など多様な鑑賞機会づくり	企画展、映画鑑賞会等の実施 (事前レクチャーや鑑賞後のトークイベント等の工夫)	(継続)	(継続)	美術・メディアアートなど多様な分野の鑑賞機会を提供している
一定のターゲットを想定した参加者拡大事業	障がい者向け、職種想定、話題のテーマ、 自治会向け等	(対象を変えながら実施)	(対象を変えながら実施)	参加が困難な人たち、新たな参加者を想定した事業を行っている
創造支援事業				
地域の芸術文化団体の育成	新たな集団を定期的に育成(4～5年で1団体程度)、5年に1回程度遠征を支援		継続的に育成	多様な創造集団が生まれ活動している
芸術と科学に関する製作教室や競技会	住民と支援者のニーズをふまえながら事業を設計	(継続)	(継続)	地域の人材を中心に質の高い取り組みが行われている
活動経験者向けのレベルアップ支援	公演等に合わせたワークショップ、公開レッスン	(継続)	活動経験者の増加に合わせて事業内容を改編	住民の文化活動のレベルアップのきっかけを提供している
モーニングコンサート	発表者の広がり・つながりや、発表者の音楽活動のサポートに取り組む		定期的に合同発表会を開催	モーニングコンサートがアーティストの音楽活動を上げていくきっかけになっている
地域リーダーの育成(住民協働のしくみづくり)	ボランティアスキルアップ講座、アトマネジメント講座等の定期的な開催、生涯学習・ボランティア関連イベントや事業所での参加の呼びかけ			ボランティアも含めスタッフが、ゆめたろうプラザの内外で活躍している、 地元アーティストが自分の得意な集客方法をもっている
[重点④]若手サポーターの育成	若手サポーター向け講座⇒グループの組成	若手サポーターの自立的な活動の展開	若者サポーターが運営の一翼を担う	次代の運営を担う人材が育っている
交流協働事業				
[重点①]知多半島春の音楽祭	参加地域の拡大、自立化支援 ●H26開催	国際的なアーティストの誘致 ●H28開催	規模の拡大による運営体制の再検討	春の音楽祭が県内を代表する音楽祭となり定着している
[重点②]芸術と科学のハーモニー交流事業	芸術系、まちづくり系の事業と共催	●H27交流事業開催	H27の開催結果をふまえて今後を検討	県内外で一定の知名度と評価を受けている
住民等の発表大会の開催支援	芸能祭、町民文化祭、絵画展等の開催を支援	(継続)	(継続)	多くの人が参加する賑わいのある大会となっている
[重点⑤]連携の促進	特に、県内外の文化施設、大学など教育機関、 知多地域の音楽関係者、観光や福祉関係者の 連携を深める ●H26山車まつり	(継続)民間事業者やNPOとの連携も深める	重点的に取り組む連携先の再設定	知多地域の文化創造ネットワークの要となっている 観光資源の1つとしての地位を確立している
情報事業				
情報収集・整理	(継続)	(継続)	情報機器の導入をふまえた事業記録の充実	着実に情報を蓄積・整理し、活用している
[重点⑦]情報発信(より多くの住民へ)	近隣市町・関連分野のイベントを含めた多様な方法での PR。メールマガジンの発行、HPの見方をPR	チラシ作成の工夫 (HP・ブログの閲覧者の増加)	情報システムの導入をふまえた情報発信方法 の検討	多くの住民がゆめたろうプラザに親しみをもって、定期的に情報を得ている
[重点⑦]情報発信(町外の人たちへ)	町外の研究大会等への参加・発表	(継続)	(継続)	県内外で一定の知名度と評価を受けている
年報等の作成	教育委員会の点検評価と整合、年報の概要の公表	(継続)	運営主体の検討に活用	継続的に作成され、事業計画や評価等に活用されている
貸し館事業				
ホール・諸室の貸し空間事業	職員数をふまえたホール等の稼働時間の検討 夜間利用の考え方の検討	町全体の生涯学習施設の利用料の見直し等への対応	情報システムの導入をふまえた予約方法の検討	生涯学習施設等の充実に伴う機能分担と連携、 大規模改修時にホール運営の効率化を検討
利用率が低い部屋の利用促進	民間事業者、教育機関、住民団体等関係者へのギャラリー利用の働きかけ		稼働率の変化をふまえて必要に応じて利用勧奨	大規模改修時に、用途・機能の変更も検討
運営				
運営主体の検討	—	—	●H29検討	文化創造プランの内容をふまえて、5年に1回程度、教育委員会・運営委員会で 検討。職員の雇用やノウハウの蓄積など中長期的な視点に留意
[重点⑥]事業収入の向上	(観客の増加)	価格設定の多様性等の工夫	住民主体の基金の活用支援	一定の事業収入の確保
施設のメンテナンス	建具動作不具合箇所の是正、スタジオや壁の損耗・劣 化部分の修繕	1F町民ロビー床仕上げ等、損耗・劣化箇所の修繕	各部塗装、シーリング、配線配管、各種設備機器 等、損耗・劣化・不具合部分の修繕	安全性・快適性の確保、予防保全・改良保全等も含めた改修・修繕費用の低減

3. 運営計画

(1) 運営の考え方

劇場法等で指摘されているように、文化施設とは「建築物としての施設」と「運営に係る人的体制」、そして「公演をはじめ事業や運営方法を企画するノウハウ」から構成されます。従来の公立文化施設が「建築物としての施設」としての整備が先行してきたという課題をふまえて、本町では運営方針を次のように定めます。

運営方針1 文化創造活動の支援

ゆめたろうプラザは文化創造を主目的とした施設であることをふまえ、町内の社会教育施設や学校等と機能分担・連携を図ります。このため、住民・芸術家等の創造活動を支援する運営規定を持ち、職員・専門家など創造活動をサポートするスタッフを配置します。また、創造活動等の現場では、その場やその時に判断すべき事柄も多く、企画担当者や利用者の責任のもと、柔軟な運営規定を設けることに留意します。

運営方針2 住民参画の多様なメニューづくり

ゆめたろうプラザの主役である住民が、事業の企画・運営、施設の運営支援等に参画できるしくみをつくります。その際、住民の興味・意欲・能力等に合った参画ができるように、多様なメニューをそろえます。また、時間をかけて話し合い、共感し、試してみるなど、そのプロセスを大切にしたい運営を心がけます。

運営方針3 住民と行政の協働の実践の場

ゆめたろうプラザにおける運営は、住民と行政が話し合いながら、目的を共有して、お互いの自主性・自立性を尊重し合いながら、行動していく、まちづくり・育ち合いの実践の場として非常に重要な機会です。事業や運営の委託等においては公正な審査を行い、様々な人や団体がそれぞれの特色を生かしながら、切磋琢磨して事業の内容を深めていくしくみを検討します。

運営方針4 運営部門への専門家の起用・育成

ゆめたろうプラザは芸術・科学をテーマとしながら創造的な活動を展開していく場であり、それを効果的かつ効率的に進めていくためには、専門家が不可欠です。住民や職員が指導・助言を受けることができるように、雇用、アドバイザー契約、事業委託など、様々な方法で専門家を積極的に起用します。また、町内や近隣に暮らす関係者等からの協力を得たり、その活動が育つ支援をするなど、質の高い事業を支える人材の起用・育成に取り組みます。

運営方針5 文化創造ネットワークの要

ゆめたろうプラザは、住民や行政はもとより、芸術家・科学者をはじめとした専門家、芸術系大学、各地の文化施設、文化団体、地域の各種団体、NPO、企業など町内外の様々な協力を得て運営していきます。このため、関係者が集い、お互いの思いを確認し、目標を共有して、助け合うための文化創造ネットワークをつくり、本館がその「つなぎ役」と

なることをめざします。

運営方針6 文化の社会的・経済的な価値をふまえた運営

文化は、地域コミュニティの創造や再生につながったり、創造力を養い付加価値の源泉となっていくなど、社会的・経済的な価値を有しています。ゆめたろうプラザは、芸術や科学の分野にとどまることなく、暮らしやすく魅力的なまちづくりに貢献し文化活動の可能性を育てていく場となることが求められます。それぞれの活動が有する公益性をふまえた運営を行います。

(2) 運営主体

ゆめたろうプラザは、中央公民館、図書館、歴史民俗資料館など本町の主な社会教育施設との連携を図るため、教育委員会が所管します。

運営主体については、主に、町直営（町職員）、町直営（町職員＋NPO委託）、指定管理者（定型業務）、指定管理者（専門型）の4タイプが考えられます。指定管理者は財団法人、NPO法人、民間事業者等が運営主体となることが考えられます。「だれも」「子ども・若者」「ひと・まち磨き」「パートナーシップ」など本計画の基本的な考え方や、それに基づく事業や運営を最も効果的・効率的に行える方法を選択します。

現在は町直営（町職員＋NPO委託）で運営しており、丁寧で、温かな運営を実現しています。町直営は、事業予算等の運用の硬直性、担当職員の異動等があるため、芸術家・科学者、NPO、文化団体、民間事業者など、様々な人や組織と事業委託、共催、アドバイザー契約等を結び、積極的に連携を図っています。

運営には、職員の雇用やノウハウの蓄積など中長期的な視点が必要です。このため、5年に1回程度、見直しを運営委員会等で検討します。なお、検討を行った結果、現行の運営で大きな問題がない、もしくは、他の運営方法や運営主体に明らかなメリットがなければ、現行の方法を継続します。指定管理や委託は方法であり、導入自体が目的とならないように留意します。

○各運営手法の特徴

タイプ	特 徴
町直営 (町職員)	定型的な業務を安定して公正に運営する場合や、行政の意図を確実に実行する場合などに効果的。ただし、専門職を雇用しない場合、芸術や科学に関する事業展開は難しい。また、雇用形態・事業費の使途・入場料収入の取り扱いなどで、柔軟な運営が難しい傾向がある。
町直営 (町職員＋ NPO委託)	行政と住民の協働の実践の場となる。行政の意図を確実に実行すると同時に、専門性・柔軟性・継続性等を持たせるのに効果的。行政とNPOが深い信頼関係を築くことが容易ではなく、全国でも事例はわずか。
指定管理者 (定型業務)	規模のメリットや柔軟な雇用形態を活かして、定型的な業務を効率的に実施する場合に効果的。しかし、住民との協働やワークショップなど、きめ細かな事業・運営は一般的に不向き。
指定管理者 (専門型)	町内にないノウハウを持ち、本格的な芸術や科学の創造事業を行う場合に効果的。ただし、専門スタッフが運営に参加するため要する費用は高くなる。

○文化会館の運営方法

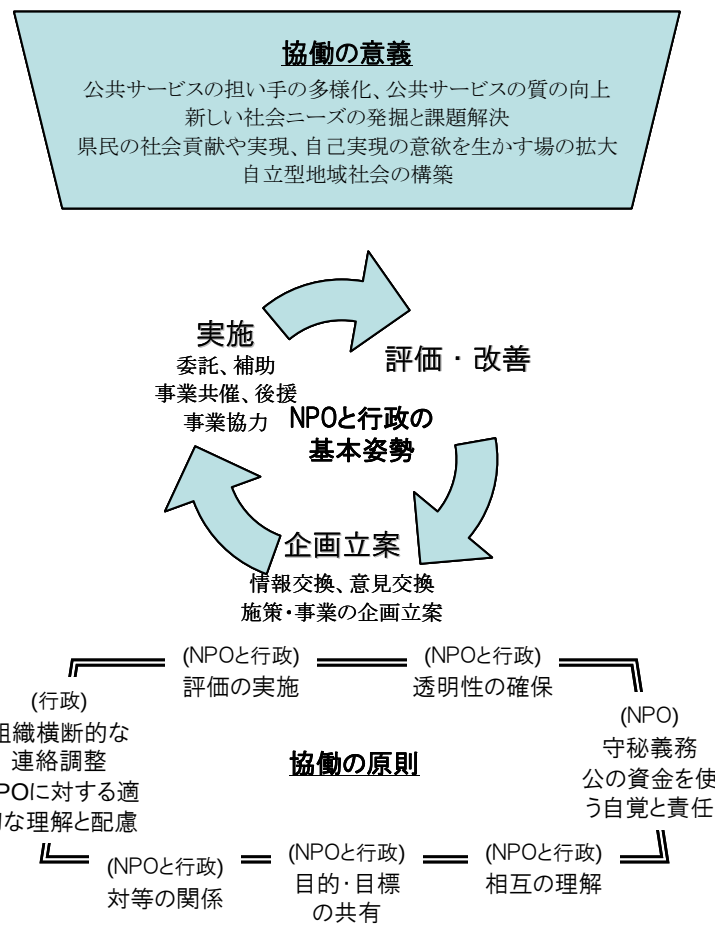
	合計	直営		指定管理者			
		館数	構成比	館数	構成比	財団等	
市	1,342	556	41.4%	786	58.6%	470	35.0%
町村	300	233	77.7%	67	22.3%	29	9.7%

資料：文部科学省「社会教育調査」(H23.10.1)

(参考) あいち協働ルールブック 2004

NPOと行政の協働促進に向けたNPOと行政の協働に関するルールとして、愛知県は「あいち協働ルールブック 2004」を発行しています。NPOと行政が対等の立場で協議し、合意した事項を取りまとめたもので、愛知県と賛同するNPOが最大限の遵守に努めることとしています。

あいち協働ルールブック 2004 の構成



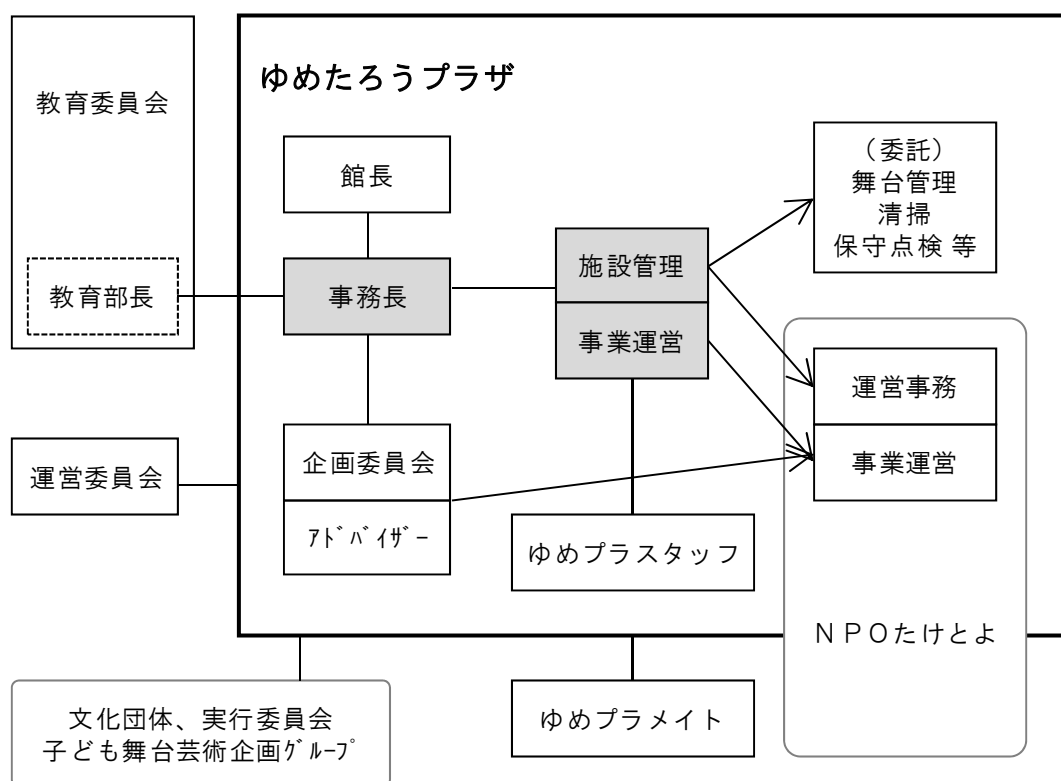
(3) 運営体制

ゆめたろうプラザの事業・運営の方向性については、教育委員会や運営委員会で検討を行います。ゆめたろうプラザ内の運営組織としては、館長、事務長のもと「事業運営」と「施設管理」の2部門を設け、様々な人・団体との連携を想定します。当面は、行政と住民の協働の実践の場として、事業運営、施設管理ともに部分的にNPOたけとよへ事業委託を行うことを想定します。

創造性・企画力・コーディネート力が事業の質に直結するため、そこで活動するスタッフの質の確保と人材育成を継続的に取り組みます。さらに、学生のインターンシップや中高生の職場体験の受入等にも対応します。

また、運営委員会や実行委員会等を通じて、町の文化団体や各種団体、専門家、NPO、民間事業者など様々な人・団体が連携するネットワーク化を図ります。

なお、文化施設の運営は独特の知識やノウハウが求められます。効果的な運営を行い、住民からの信頼を得るため、町職員は、専門的な研修を受けるとともに、ノウハウを業務の中で継承していく必要があります。人事面では、異動期間の長期化や、事業の企画や住民団体の支援等の職員については複数の担当者を置き交互に異動するなどの配慮を行います。



注：網掛けは、町職員担当業務。運営事務・事業運営はNPOたけとよと協働。

①運営組織

・館長

館長は町の文化創造拠点となる、ゆめたろうプラザの顔です。運営委員会・企画委員会に関すること、自主事業等の企画・制作に関すること、自主事業に係る経費に関すること、その他運営に関することを所掌します。館長として求められる人物像は、ゆめたろうプラザの設置目的や本プランをふまえ、文化創造に関する知識や経験、人脈を活用してリーダーシップを発揮するとともに、住民の主体的な創造活動や住民と行政のパートナーシップを支援する資質を持った人がふさわしいと考えられます。

・事業運営部門

ゆめたろうプラザの文化体験、創造支援、交流協働、情報など自主事業の企画・運営を担当します。

なお、ゆめたろうプラザの特色として、各事業の企画・運営は、町職員、文化団体、NPO、芸術家・科学者、教育機関、地元企業、民間事業者、ボランティアなど、様々な主体を想定しています。開館以来、NPOたけとよが鑑賞事業や芸術と科学のハーモニー事業など意欲的な事業展開をしており、協働で事業運営を担います。

・施設管理部門

ゆめたろうプラザは、町の公共的な文化創造拠点として設置する社会基盤であり、施設管理は町職員が担当します。町の職員数抑制が定められていることもあり、受付・窓口・広報等の業務においては、事業運営部門と一体的に運営します。

ホールの舞台管理、保守点検については、専門的な知識や安全管理技術が必要となるため、ノウハウを持つ専門業者に委託、もしくは、その技能を持った職員を雇用します。舞台管理スタッフについては、利用者への助言、本館の自主事業の相談、舞台機能を効果的に利用するための講座等の開催など、本館の活動の質を高める役割を担います。また、清掃等も民間事業者に委託し、効果的な運営を図ります。

・運営委員会

町の文化創造拠点として、担当職員や施設の関係者だけでなく、幅広い住民や文化に造詣の深い専門家等から意見を聴き、事業運営や施設管理に反映する必要があります。したがって、住民、地域団体の代表者、有識者等からなる運営委員会を設け、ゆめたろうプラザの事業・運営の方向性について審議します。また、町の文化関係者の連携を促す機会としても位置付けます。

・企画委員会

館長、有識者、芸術家、館のスタッフ等から構成する企画委員会を設置し、芸術性の高い事業や規模の大きな事業の企画、年間事業計画案の検討、貸し館利用における創造活動への優先利用の決定などについて、芸術的、専門的見地から審議します。

②連携機関、住民ボランティア

- ・ N P O たけとよ（特定非営利活動法人 武豊文化創造協会）

ゆめたろうプラザを活動拠点とした、住民が設立した N P O です。これまで、本町と協働して、ゆめたろうプラザの自主事業の企画・運営および受付・窓口業務等を担ってきました。今後も、ゆめたろうプラザの運営の重要なパートナーです。

- ・ ゆめプラススタッフ

住民がゆめたろうプラザに関わる機会について、参加者自らが考え、職員等と協働で活動していく組織です。鑑賞事業の受付、客席案内等を行い事業の成功をめざす「フロントスタッフ」、ゆめたろうプラザ情報誌の記事作成など事業を取材・編集し情報発信する「広報スタッフ」、映像による情報収集やホームページを利用した情報発信をする「情報スタッフ」、芸術と科学のハーモニー事業を企画・運営する「ダヴィンチスタッフ」等の活動を支援します。

- ・ ゆめプラメイト

ゆめたろうプラザで開催される事業の鑑賞組織です。年会費制で、チケットの優先予約、会員価格でのチケット購入、情報の提供等の会員特典があります。会の魅力づくりや会員数の確保に取り組むとともに、鑑賞組織としての主体的な活動について支援します。

- ・ 実行委員会、文化団体、子ども舞台芸術企画グループ

個別の公益的な事業について、住民や関係者が連携して実行委員会等を組成する場合、事業委託、専門家やゆめたろうプラザの職員による助言など、その活動を支援します。

（４）運営規定等

貸館事業について、開館日時、利用規程、利用料金等の各種制度や、情報システムについて、より使いやすく、かつ公正な運用ができるように、様々な工夫を検討します。なお、運営規定等の詳細は条例等で定める必要があるため、本プランでは基本的な考え方を提示します。

○開館日および開館時間

休館日は週 1 日を基本と考えますが、舞台技術職員の配置や利用率との兼ね合いから、当面、輝きホールは週 2 日とします。このため、ホール部分については、清掃・点検をできるだけ休館日に実施するなどの工夫をし、開館日を確保します。

開館時間については、就業者を中心に夜間のニーズもあり、最も遅い時間帯まで開館する公共施設の 1 つとして位置付け、22 時までとします。また、館長・企画委員会が認めた特定の創造活動等については、施設の運営経費や周辺住民への影響・安全性に配慮しながら早朝もしくは深夜（開館前・閉館後 1 時間程度）において、代表者による準備利用を認めるなど、弾力性を持たせます。

○施設の利用

ゆめたろうプラザは、武豊町民会館の設置及び管理に関する条例（以降、「設置条例」と表記します。）の第2条の通り、「町民の文化芸術の普及振興を図るとともに文化創造及び交流の拠点」です。

ゆめたろうプラザの設置目的に鑑み、地域の文化創造にとって大きな影響がある活動については、本館の共催制度や事業委託制度を利用して、会場を確保できるようにします。

ただし、町内には大規模な催しを行うホールや民間事業者が利用できる会議室等が不足していることもあり、多様な利用ニーズがあります。このため、ホールが上記の目的で利用されない時には、様々な用途での活用を図ります。

○利用料金

利用料金については、ゆめたろうプラザが住民の創造的な文化活動を支える社会基盤（インフラストラクチャー）であるため、利用しやすい料金を設定しています。

知多半島5市5町では公共施設の相互利用協定に基づき、この圏域内に在住の人は同じ料金体系を適用します。

また、設置条例の通り、商業宣伝や営業等で利用したり、入場料等を1,500円以上徴収する催物の場合、使用料は2倍の額とします。1,500円未満の一定の入場料や受講料を徴収する場合を割増料金としないのは、地域のためや仲間との楽しみを目的とした活動であっても、その活動をするためには一定の費用を要し、参加料・入場料等の収入を活動費の一部に充当していることが多いとの考えに基づいています。

なお、ホールは平日の午前を中心に、利用されない日時があることが予想されます。このため、輝きホールについては使用の準備や練習、響きホールについては使用の準備のために舞台を使用する場合、利用料金を低額に設定するなど、有効な活用を図ります。

○情報機器の活用と更新

情報機器は、職員の事務作業の効率化を図り、また、施設の予約状況やイベントの予定など住民へのタイムリーな情報提供につながります。一方で、情報機器の機能や役割がめまぐるしく変化しています。このため、情報機器については、その効果や必要性を考えながら、導入や更新を検討します。なお、町内の登録団体等はインターネット等を活用して施設の利用申込みができるしくみを検討します。

○利用者の安全確保

利用者のケガなどを未然に防ぐとともに、災害など非常時において対応できるように、危機管理マニュアルについてボランティアも含め職員・関係者への周知を図ります。また、避難訓練や避難訓練コンサートなどを実践的なノウハウの蓄積に取り組みます。施設・設備についても定期的な点検や、予防保全等を行い、安全性の確保を図ります。

4. 予算の考え方

事業の実施や施設の運営には、継続的に資金を必要とします。ゆめたろうプラザは、その大部分を町の一般会計から充てることを想定していますが、様々な機関等からの資金調達に努め、また、その資金の有効活用を図ります。予算の基本的な考え方は以下の通りです。

予算方針1 柔軟で効果的な予算執行

ゆめたろうプラザの自主事業は、地域活動の広がりやレベルの向上に合わせて柔軟に事業を組み替えていくことで、より効果を発揮するといえます。事業の実施後、参加者アンケートを確認したり、運営委員会や企画委員会等でその事業の成果と課題について議論し、次年度以降の予算判断や事業の選定に活用するなど、効果的な予算計画と執行を図り、事業の予算枠が硬直的にならないように留意します。

また、著名な芸術家による演奏会や講演会等は1年前に出演の依頼が必要となるため、債務負担行為を利用するなど適切な対応に努めます。

さらに、委託や協賛する事業について、入場料収入等が主催者の収入となるようにするなど、集客や販売の成果が適切に反映されるしくみの導入を進めます。

予算方針2 運営経費の一部受益者負担

ゆめたろうプラザは、住民に開かれた運営をめざしていますが、人によってその利用頻度に格差があり、町の文化創造施策によって受けるメリットも様々です。また、町外からの利用者也見込まれます。このため、文化創造施策によってメリットを享受する人に対して、施設の利用料やイベントの入場料として、運営経費の一部を適正な限度で利用者に負担していただきます。

なお、公益的な活動には、設置条例に基づき使用料の減免が行われています。ただし、町全体で減免規定の見直しが検討されており、その考え方をふまえていくとともに、公共施設間での整合性や利用回数を考慮するなど、公正な方法について検討します。

予算方針3 中長期的な視点を持った安定した予算の確保

住民に質の高い芸術を鑑賞する機会の提供は、継続的な取り組みを前提とするものです。また、住民の創造的な文化活動が地域社会の一部として根付いていくためには、それを担う人材の育成やまちづくり活動の展開など、長期的な視点が不可欠です。劇場法においても、「短期的な経済効率性を一律に求めるのではなく、長期的かつ継続的に行うよう配慮する必要があること」と条文に明示されており、中長期的な視点を持った安定した予算の確保に努めます。

予算方針4 予防保全・改良保全も含め、全期間でみた改修・修繕費用の低減

文化施設においては、取り扱いに細心の注意が必要で複雑な機材があったり、一定の重量物をつり下げたりします。利用者の安全や快適性を確保し、また、公演等の途中で設備等の機能が低下したり動かなくなったりすることがないように、定期的な点検を行うことはもとより、耐用年数を迎える前に修繕・更新を行う「予防保全」、技術革新をふまえた一定の「改良保全」なども含めて、計画的・効果的な維持管理を行います。これにより、

公共施設を長く利用できるようにし、改修・修繕費用等の財政負担をある程度平準化するとともに、全期間でみた改修・修繕費用の縮減などを図ります。

予算方針5 多様な資金調達

地域の文化振興にあたり、町財政だけでなく、ゆめたろうプラザに共感してもらえる公的機関や民間団体など、資金調達先の多様化を図ります。公的機関では、文化庁・愛知県をはじめとする各種補助事業、芸術文化振興基金や財団法人地域創造等による事業費の助成等があげられます。民間の企業や財団等でも、文化事業へ助成を行う活動（企業メセナ）、企業市民として地域社会の活動に支援をする活動（社会貢献活動）があります。この他、市民・企業等からの寄付も想定され、実行委員会形式の運営、NPOとの協働など、多様な資金調達に対応する体制をつくります。

直接的な資金調達ではありませんが、文化庁、公立文化施設協議会等による巡回公演事業等を活用したり、県内や全国のホールとの連携に取り組み、質を保ちながら事業費の抑制を図ります。

5. 計画の評価

(1) 評価の考え方

ゆめたろうプラザの事業・運営等の評価を行う(目標を立てて結果をふりかえる)ことは、事業の成果を確認し、次の事業に活かす機会になります。具体的には、事業の質を高める、内容を見直す、効率的な方法に改善する、新たな課題を発見する、担当者の意欲や技量が向上する、住民への説明責任を実現するなど、様々な効果が見込まれます。

評価をするにあたっては、以下の方針で取り組みます。

評価方針1 毎年実施する評価と中長期の評価に分けて実施します。

短期的に個別の施策(事業や運営等)を改善するための「年度評価」と、中長期的な視点から施策の効果と今後の戦略を検討するための「中長期評価」の2つの評価を実施します。

評価方針2 多様な角度から評価します。

必要性、効果の実績、効率性、公正性など多様な角度を持って評価をします。また、入場者数や費用など定量的なデータで把握できるものについては、その収集・整理を図ります。

評価方針3 効率的・効果的に評価作業を行います。

評価のための基礎データの整理など、評価作業の負担が重くなりすぎないように工夫します。例えば、事業計画、予算・決算、年報の作成等の業務で利用したデータや文書を活用します。

評価方針4 広く住民の意見を集め、評価結果は情報公開します。

評価をするにあたり、住民、利用者、専門家、職員など様々な意見を集めて判断します。その結果は、年報やホームページ等で住民に公開します。

(2) 評価体制・手法

評価については、毎年実施する「年度評価」と、5年に1回程度実施する「中長期評価」を行います。

年度評価は、個別の自主事業の内容について記録するとともに、その成果について、職員をはじめ関係者がふりかえり、必要に応じて個別の取り組みを改善していくことが、主な目的です。内部評価については、館長、担当部署、NPOそれぞれが自己評価を行うとともに、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、教育委員会点検評価委員会において、施策の点検評価を行います。また、外部評価として、運営委員会でのその年度の内部評価について確認を行います。

中長期評価は、ゆめたろうプラザの施策が利用者や住民にどのように評価され、また、活動がどのように変化したかについての把握に取り組みます。また、本プランの体系に基づき施策を総合的に評価し、今後の戦略や方向性を検討します。

なお、ゆめたろうプラザにおいて協働で行われている取り組みは、行政と連携先が一体的に行っているものが多く、住民団体・NPO・民間事業者等への委託事業等も、評価の対象とします。

	年度評価	中長期評価
実施時期	毎年	5年に1回程度
評価目的	事業や運営について、成果と課題を確認し、個別の取り組みの改善を図る。	事業体系や運営主体のあり方など、5年間の方向性・戦略を検討する。
外部評価機関	運営委員会	運営委員会
内部・関係者評価	教育委員会(点検評価と同時実施) 館長、担当部署、NPO	教育委員会 館長、担当部署、NPO
評価データの取得方法	年報 鑑賞者アンケート	年報 関係者アンケート (住民アンケート※)
主な評価データ	・利用人数 ・各部屋の稼働率 ・事業への参加者数 ・参加事業の満足度、感想 ・各事業の収支 ・スタッフ数 ・歳入・歳出	左記の評価データに加え <関係者アンケート> ・プランの達成状況の評価 ・充実させる必要がある取り組み <住民アンケート※実施の場合> ・住民の鑑賞や活動の状況 ・住民のゆめたろうプラザの利用割合 ・充実させる必要がある取り組み

注：町の施策評価や生涯学習分野の住民アンケートが行われる場合、その中に評価項目を入れて活用します。本プランの事業体系や利用主体の根本的な変更を検討する際は、文化創造分野に関する住民アンケートを実施します。

第2次武豊町文化創造プランの骨格

町の文化創造行政

1. 基本理念 ひとが育ち まちを育てる 文化のまち武豊

2. 基本方針
- (1) 『だれも』が文化を楽しむ機会づくり
 - (2) 『子ども・若者』が豊かな文化の中で育つ環境づくり
 - (3) 『ひとやまちを磨く』文化活動の支援
 - (4) 『パートナーシップ』による文化創造

ゆめたろうプラザ

1. 基本的性格
- (1) 住民主役の文化施設です
 - (2) まちの文化創造拠点です
 - (3) 芸術と科学がテーマの創造空間です
 - (4) 明日を担う子ども・若者が育つ文化空間です
 - (5) 文化サポートネットワークの拠点です
 - (6) 内に外に開かれた施設です

2. 事業方針
- (1) みんなが文化を楽しむきっかけづくり
 - (2) 子ども・若者が文化に親しむ機会づくり
 - (3) 芸術と科学による本物体験
 - (4) 文化豊かなコミュニティづくりの推進
 - (5) 文化創造と情報発信の環境づくり

3. 運営方針
- (1) 文化創造活動の支援
 - (2) 住民参画の多様なメニューづくり
 - (3) 住民と行政の協働の実践の場
 - (4) 運営部門への専門家の起用・育成
 - (5) 文化創造ネットワークの要
 - (6) 文化の社会的・経済的な価値をふまえた運営

4. 予算方針
- (1) 柔軟で効果的な予算執行
 - (2) 運営経費の一部受益者負担
 - (3) 中長期的な視点を持った安定した予算の確保
 - (4) 予防保全・改良保全も含め、全期間でみた改修・修繕費用の低減
 - (5) 多様な資金調達

資料編

1 策定経過

○策定委員会

	日	場所	内容
第1回	12/2	情報考房	改定の方向性、現状と課題、取り組むべきこと
第2回	1/12	情報考房	プラン案の検討
第3回	3/20	情報考房	プラン案の修正

○住民ワークショップ

	日時	場所	内容
第1回	12/16	ミーティングルーム	課題、取り組むべきこと
第2回	2/10	情報考房	プラン案（事業・運営等）について

○パブリックコメント

日時	内容
2/1～2/28	プラン案について

文化創造プラン策定委員会設置要綱

（設置）

第1条 本町における文化創造施策について研究協議を行い、文化創造プラン案を検討するため、文化創造プラン策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会の所掌事項は、次に掲げる通りとする。

(1) 文化創造プランの改定案を検討すること。

（組織）

第3条 委員会は、町内の文化関係者、有識者、職員など、委員10名以内で組織する。

（役員）

第4条 委員会には会長を置く。

2 会長は委員の互選により選出し、副会長は、会長が委員の中から指名する。

第5条 委員の任期は、文化創造プラン案作成までとし、平成25年3月末日を予定する。

（職務）

第6条 会長は会務を総理し、委員会を代表する。

2 委員は第2条に掲げる事項について審議する。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、ゆめたろうプラザにおいて行う。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員会の合議で定める。

附則

この要綱は、平成24年12月2日から施行する。

文化創造プラン策定委員名簿

番号	氏 名	所 属
1	竹本 義明	町民会館館長
2	小藤 省吾	町教育委員
3	○ 榊原 邦夫	町文化協会長 兼 町民会館運営委員
4	渡邊 泰	町民会館運営委員
5	櫻場 敬信	特定非営利活動法人武豊文化創造協会理事長 兼 町民会館運営委員
6	高橋 洋子	特定非営利活動法人武豊文化創造協会事務局長
7	◎ 高木 正博	特定非営利活動法人武豊文化創造協会副理事長
8	中道ひかり	ゆめプラメイト会長
9	出口 晋	特定非営利活動法人ゆめじろう理事長
10	菅田 豊宏	教育部長

◎は委員長、○は副委員長

2 関連する法律

(1) 文化芸術振興基本法

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中であって、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかるに、現状をみるに、経済的な豊かさの中にありながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない。二十一世紀を迎えた今、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された緊要な課題となっている。

このような事態に対処して、我が国の文化芸術の振興を図るためには、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にするよう包括的に施策を推進していくことが不可欠である。

ここに、文化芸術の振興についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術の振興に関する施策を総合的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることにかんがみ、文化芸術の振興に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者（文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。）の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

- 2 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。
- 3 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることにかんがみ、国民がその居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。
- 4 文化芸術の振興に当たっては、我が国において、文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られ、ひいては世界の文化芸術の発展に資するものであるよう考慮されなければならない。
- 5 文化芸術の振興に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。
- 6 文化芸術の振興に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。

- 7 文化芸術の振興に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。
- 8 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、文化芸術の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の関心及び理解)

第五条 国は、現在及び将来の世代にわたって人々が文化芸術を創造し、享受することができるとともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、国民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第六条 政府は、文化芸術の振興に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 基本方針

第七条 政府は、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、文化芸術の振興に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針は、文化芸術の振興に関する施策を総合的に推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。
- 3 文部科学大臣は、文化審議会の意見を聴いて、基本方針の案を作成するものとする。
- 4 文部科学大臣は、基本方針が定められたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第三章 文化芸術の振興に関する基本的施策

(芸術の振興)

第八条 国は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（次条に規定するメディア芸術を除く。）の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(メディア芸術の振興)

第九条 国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術（以下「メディア芸術」という。）の振興を図るため、メディア芸術の製作、上映等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(伝統芸能の継承及び発展)

第十条 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎その他の我が国古来の伝統的な芸能（以下「伝統芸能」という。）の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(芸能の振興)

第十一条 国は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。）の振興を図るため、これらの芸能の公演等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(生活文化、国民娯楽及び出版物等の普及)

第十二条 国は、生活文化（茶道、華道、書道その他の生活に係る文化をいう。）、国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。）並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化財等の保存及び活用)

第十三条 国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術（以下「文化財等」という。）の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術の振興)

第十四条 国は、各地域における文化芸術の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能（地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。）に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国際交流等の推進)

第十五条 国は、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進を図ることにより、我が国の文化芸術活動の発展を図るとともに、世界の文化芸術活動の発展に資するため、文化芸術活動を行う者の国際的な交流及び文化芸術に係る国際的な催しの開催又はこれへの参加への支援、海外の文化遺産の修復等に関する協力その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、我が国の文化芸術を総合的に世界に発信するよう努めなければならない。

(芸術家等の養成及び確保)

第十六条 国は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者、文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化芸術活動の企画等を行う者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者（以下「芸術家等」という。）の養成及び確保を図るため、国内外における研修への支援、研修成果の発表の機会の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術に係る教育研究機関等の整備等)

第十七条 国は、芸術家等の養成及び文化芸術に関する調査研究の充実を図るため、文化芸術に係る大学その他の教育研究機関等の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国語についての理解)

第十八条 国は、国語が文化芸術の基盤をなすことにかんがみ、国語について正しい理解を深めるため、国語教育の充実、国語に関する調査研究及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(日本語教育の充実)

第十九条 国は、外国人の我が国の文化芸術に関する理解に資するよう、外国人に対する日本語教育の充実を図るため、日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、日本語教育に関する教材の開発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(著作権等の保護及び利用)

第二十条 国は、文化芸術の振興の基盤をなす著作権者の権利及びこれに隣接する権利について、こ

れらに関する国際的動向を踏まえつつ、これらの保護及び公正な利用を図るため、これらに関し、制度の整備、調査研究、普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

（国民の鑑賞等の機会の充実）

第二十一条 国は、広く国民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実）

第二十二条 国は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

（青少年の文化芸術活動の充実）

第二十三条 国は、青少年が行う文化芸術活動の充実を図るため、青少年を対象とした文化芸術の公演、展示等への支援、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（学校教育における文化芸術活動の充実）

第二十四条 国は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習等文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術活動を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）による学校における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（劇場、音楽堂等の充実）

第二十五条 国は、劇場、音楽堂等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、公演等への支援、芸術家等の配置等への支援、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（美術館、博物館、図書館等の充実）

第二十六条 国は、美術館、博物館、図書館等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、展示等への支援、芸術家等の配置等への支援、文化芸術に関する作品等の記録及び保存への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（地域における文化芸術活動の場の充実）

第二十七条 国は、国民に身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、各地域における文化施設、学校施設、社会教育施設等を容易に利用できるようにするための措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

（公共の建物等の建築に当たっての配慮）

第二十八条 国は、公共の建物等の建築に当たっては、その外観等について、周囲の自然的環境、地域の歴史及び文化等との調和を保つよう努めるものとする。

（情報通信技術の活用の推進）

第二十九条 国は、文化芸術活動における情報通信技術の活用の推進を図るため、文化芸術活動に関する情報通信ネットワークの構築、美術館等における情報通信技術を活用した展示への支援、情報通信技術を活用した文化芸術に関する作品等の記録及び公開への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等）

第三十条 国は、地方公共団体及び民間の団体等が行う文化芸術の振興のための取組を促進するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間の支援活動の活性化等)

第三十一条 国は、個人又は民間の団体が文化芸術活動に対して行う支援活動の活性化を図るとともに、文化芸術活動を行う者の活動を支援するため、文化芸術団体が個人又は民間の団体からの寄附を受けることを容易にする等のための税制上の措置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(関係機関等の連携等)

第三十二条 国は、第八条から前条までの施策を講ずるに当たっては、芸術家等、文化芸術団体、学校、文化施設、社会教育施設その他の関係機関等との連携を図られるよう配慮しなければならない。

2 国は、芸術家等及び文化芸術団体が、学校、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関等と協力して、地域の人々が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会を提供できるようにするよう努めなければならない。

(顕彰)

第三十三条 国は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

(政策形成への民意の反映等)

第三十四条 国は、文化芸術の振興に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、芸術家等、学識経験者その他広く国民の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの活用等を図るものとする。

(地方公共団体の施策)

第三十五条 地方公共団体は、第八条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術の振興のために必要な施策の推進を図るよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(2) 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律

我が国においては、劇場、音楽堂等をはじめとする文化的基盤については、それぞれの時代の変化により変遷を遂げながらも、国民のたゆまぬ努力により、地域の特性に応じて整備が進められてきた。

劇場、音楽堂等は、文化芸術を継承し、創造し、及び発信する場であり、人々が集い、人々に感動と希望をもたらし、人々の創造性を育み、人々が共に生きる絆を形成するための地域の文化拠点である。また、劇場、音楽堂等は、個人の年齢若しくは性別又は個人を取り巻く社会的状況等にかかわらず、全ての国民が、潤いと誇りを感じることで心豊かな生活を実現するための場として機能しなくてはならない。その意味で、劇場、音楽堂等は、常に活力ある社会を構築するための大きな役割を担っている。

さらに現代社会においては、劇場、音楽堂等は、人々の共感と参加を得ることにより「新しい広場」として、地域コミュニティの創造と再生を通じて、地域の発展を支える機能も期待されている。また、劇場、音楽堂等は、国際化が進む中では、国際文化交流の円滑化を図り、国際社会の発展に寄与する「世界への窓」にもなることが望まれる。

このように、劇場、音楽堂等は、国民の生活においていわば公共財ともいうべき存在である。

これに加え、劇場、音楽堂等で創られ、伝えられてきた実演芸術は、無形の文化遺産でもあり、

これを守り、育てていくとともに、このような実演芸術を創り続けていくことは、今を生きる世代の責務とも言える。

我が国の劇場、音楽堂等については、これまで主に、施設の整備が先行して進められてきたが、今後は、そこにおいて行われる実演芸術に関する活動や、劇場、音楽堂等の事業を行うために必要な人材の養成等を強化していく必要がある。また、実演芸術に関する活動を行う団体の活動拠点が大都市圏に集中しており、地方においては、多彩な実演芸術に触れる機会が相対的に少ない状況が固定化している現状も改善していかなければならない。

こうした劇場、音楽堂等を巡る課題を克服するためには、とりわけ、個人を含め社会全体が文化芸術の担い手であることについて国民に認識されるように、劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者、実演芸術に関する活動を行う団体及び芸術家、国及び地方公共団体、教育機関等が相互に連携協力して取り組む必要がある。

また、文化芸術の特質を踏まえ、国及び地方公共団体が劇場、音楽堂等に関する施策を講ずるに当たっては、短期的な経済効率性を一律に求めるのではなく、長期的かつ継続的に行うよう配慮する必要がある。

ここに、このような視点に立ち、文化芸術振興基本法の基本理念にのっとり、劇場、音楽堂等の役割を明らかにし、将来にわたって、劇場、音楽堂等がその役割を果たすための施策を総合的に推進し、心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現並びに国際社会の調和ある発展を期するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、文化芸術振興基本法（平成十三年法律第百四十八号）の基本理念にのっとり、劇場、音楽堂等の活性化を図ることにより、我が国の実演芸術の水準の向上等を通じて実演芸術の振興を図るため、劇場、音楽堂等の事業、関係者並びに国及び地方公共団体の役割、基本的施策等を定め、もって心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現並びに国際社会の調和ある発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「劇場、音楽堂等」とは、文化芸術に関する活動を行うための施設及びその施設の運営に係る人的体制により構成されるもののうち、その有する創意と知見をもって実演芸術の公演を企画し、又は行うこと等により、これを一般公衆に鑑賞させることを目的とするもの（他の施設と一体的に設置されている場合を含み、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二条第一項に規定する風俗営業又は同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業を行うものを除く。）をいう。

2 この法律において「実演芸術」とは、実演により表現される音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、演芸その他の芸術及び芸能をいう。

(劇場、音楽堂等の事業)

第三条 劇場、音楽堂等の事業は、おおむね次に掲げるものとする。

- 一 実演芸術の公演を企画し、又は行うこと。
- 二 実演芸術の公演又は発表を行う者の利用に供すること。
- 三 実演芸術に関する普及啓発を行うこと。
- 四 他の劇場、音楽堂等その他の関係機関等と連携した取組を行うこと。
- 五 実演芸術に係る国際的な交流を行うこと。
- 六 実演芸術に関する調査研究、資料の収集及び情報の提供を行うこと。
- 七 前各号に掲げる事業の実施に必要な人材の養成を行うこと。
- 八 前各号に掲げるもののほか、地域社会の絆の維持及び強化を図るとともに、共生社会の実現

に資するための事業を行うこと。

(劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者の役割)

第四条 劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者は、劇場、音楽堂等の事業（前条に規定する劇場、音楽堂等の事業をいう。以下同じ。）を、それぞれその実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に行うことを通じて、実演芸術の水準の向上等に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(実演芸術団体等の役割)

第五条 実演芸術に関する活動を行う団体及び芸術家（以下「実演芸術団体等」という。）は、それぞれその実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に、実演芸術に関する活動の充実を図るとともに、劇場、音楽堂等の事業に協力し、実演芸術の水準の向上等に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(国の役割)

第六条 国は、この法律の目的を達成するため、劇場、音楽堂等に係る環境の整備その他の必要な施策を総合的に策定し、及び実施する役割を果たすよう努めるものとする。

(地方公共団体の役割)

第七条 地方公共団体は、この法律の目的を達成するため、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び当該地方公共団体の区域内の劇場、音楽堂等を積極的に活用しつつ実施する役割を果たすよう努めるものとする。

(劇場、音楽堂等の関係者等の相互の連携及び協力等)

第八条 劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者、実演芸術団体等その他の関係者（次項及び第十六条第二項において「劇場、音楽堂等の関係者」という。）並びに国及び地方公共団体は、この法律の目的を達成するため、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、この法律に基づく施策を策定し、及び実施するに当たっては、劇場、音楽堂等の関係者の自主性を尊重するものとする。

(国及び地方公共団体の措置)

第九条 国及び地方公共団体は、この法律の目的を達成するため、必要な助言、情報の提供、財政上、金融上及び税制上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

第二章 基本的施策

(国際的に高い水準の実演芸術の振興等)

第十条 国は、国際的に高い水準の実演芸術の振興並びに我が国にとって歴史上又は芸術上価値が高い実演芸術の継承及び発展を図るため、次に掲げる施策その他必要な施策を講ずるものとする。

一 独立行政法人を通じて劇場、音楽堂等の事業を行うこと。

二 地方公共団体が講ずる劇場、音楽堂等に関する施策、劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する民間事業者（次項及び第十二条第二項において「民間事業者」という。）が行う劇場、音楽堂等の事業及び実演芸術団体等が劇場、音楽堂等において行う実演芸術に関する活動への支援を行うこと。

2 前項に定めるもののほか、国は、地方公共団体及び民間事業者に対し、その求めに応じて、我が国の実演芸術の水準の向上に資する事業を行うために必要な知識又は技術等の提供に努めるものとする。

（国際的な交流の促進）

第十一条 国は、外国の多彩な実演芸術の鑑賞の機会が国民に提供されるようにするとともに、我が国の実演芸術の海外への発信を促進するため、我が国の劇場、音楽堂等が行う国際的な交流への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（地域における実演芸術の振興）

第十二条 地方公共団体は、地域の特性に応じて当該地域における実演芸術の振興を図るため、劇場、音楽堂等の事業の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、国民がその居住する地域にかかわらず等しく、実演芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるよう、前項の規定に基づき地方公共団体が講ずる施策、民間事業者が行う劇場、音楽堂等の事業及び実演芸術団体等が劇場、音楽堂等において行う実演芸術に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（人材の養成及び確保等）

第十三条 国及び地方公共団体は、制作者、技術者、経営者、実演家その他の劇場、音楽堂等の事業を行うために必要な専門的能力を有する者を養成し、及び確保するとともに、劇場、音楽堂等の職員の資質の向上を図るため、劇場、音楽堂等と大学等との連携及び協力の促進、研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

（国民の関心と理解の増進）

第十四条 国及び地方公共団体は、劇場、音楽堂等において行われる実演芸術に対する国民の関心と理解を深めるため、教育活動及び啓発活動の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、この法律に基づく施策を実施するに当たっては、国民の理解を得るよう努めるものとする。

（学校教育との連携）

第十五条 国及び地方公共団体は、学校教育において、実演芸術を鑑賞し、又はこれに参加することができるよう、これらの機会の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（劇場、音楽堂等の事業の活性化に関する指針）

第十六条 文部科学大臣は、劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者が行う劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針を定めることができる。

2 文部科学大臣は、前項の指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、劇場、音楽堂等の関係者の意見を聴くものとする。

3 文部科学大臣は、第一項の指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

（検討）

2 政府は、この法律の施行後適当な時期において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、劇場、音楽堂等の事業及びその活性化による実演芸術の振興の在り方について総合的に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

3 武豊町生涯学習基本構想（関係分）

（１）基本的な施策（文化・教養）

【施策の方向性】

- だれもが多様で質が高い文化・教養等の学習や活動を楽しむ機会をつくるため、講座、鑑賞事業、展示会、講演会等を開催します。
- 気軽に文化・教養等の学習や活動に参加できるよう、初心者向けの講座、解説付きの芸術鑑賞会の開催や、公共施設・企業や学校等での体験の機会づくりなど、学習や活動を体験するきっかけづくりを提供します。
- 人やまちを磨く文化活動や地域文化を活かす活動を支援するため、サークルや文化団体、活動経験者、指導者等を対象に、学習やレベルアップの機会を提供し、住民の自立的な活動を支援します。
- 分野・世代・職業・地域や国籍等を超え、さまざまな人の交流を推進するため、住民同士の交流、芸術家や科学者など専門家と住民の交流、他市町との交流等を図ります。

【主要事業】

事業	内容	担当
サークル・団体の活動支援	サークル・団体情報の発信支援、会員募集を兼ねた体験教室の開催支援など、サークル・団体の活動を支援します。	生涯学習課 中央公民館 <u>町民会館</u>
多様で質が高い鑑賞事業	多様で質が高い文化に直接ふれる機会をつくるため、講座、鑑賞事業、展示会、講演会等を開催します。また、春の音楽祭を知多半島全域開催に拡大し、広がりを持つ音楽祭としていきます。	<u>町民会館</u>
芸術と科学のハーモニー事業	芸術と科学に共通する創造の喜びをより多くの人に提供するために、ゆめホテル、映像に関する講座・イベント、ロボットやロケットの製作などさまざまな事業を、NPOと連携して企画・実施します。	<u>町民会館</u>
学校等へのアーティスト訪問	アウトリーチ事業として、学校等にアーティストが訪問し、児童・生徒等とコミュニケーションを密接にとりながら、生の演技や演奏を鑑賞する機会を提供します。	<u>町民会館</u>
文化創造プランの改定	文化行政のあり方とゆめたろうプラザ（町民会館）の運営の方向性を定める文化創造プランを策定します。	<u>町民会館</u>

（２）推進に向けて（生涯学習施設の効果的な運営）

生涯学習施設の効果的な運営を図ることにより、人材の有効活用、人件費の節減、開館時間の延長、施設の有効活用などが期待できるため、図書館等での指定管理者制度の円滑な導入、ゆめたろうプラザ（町民会館）・総合体育館等の運営の協働化の推進などを図ります。

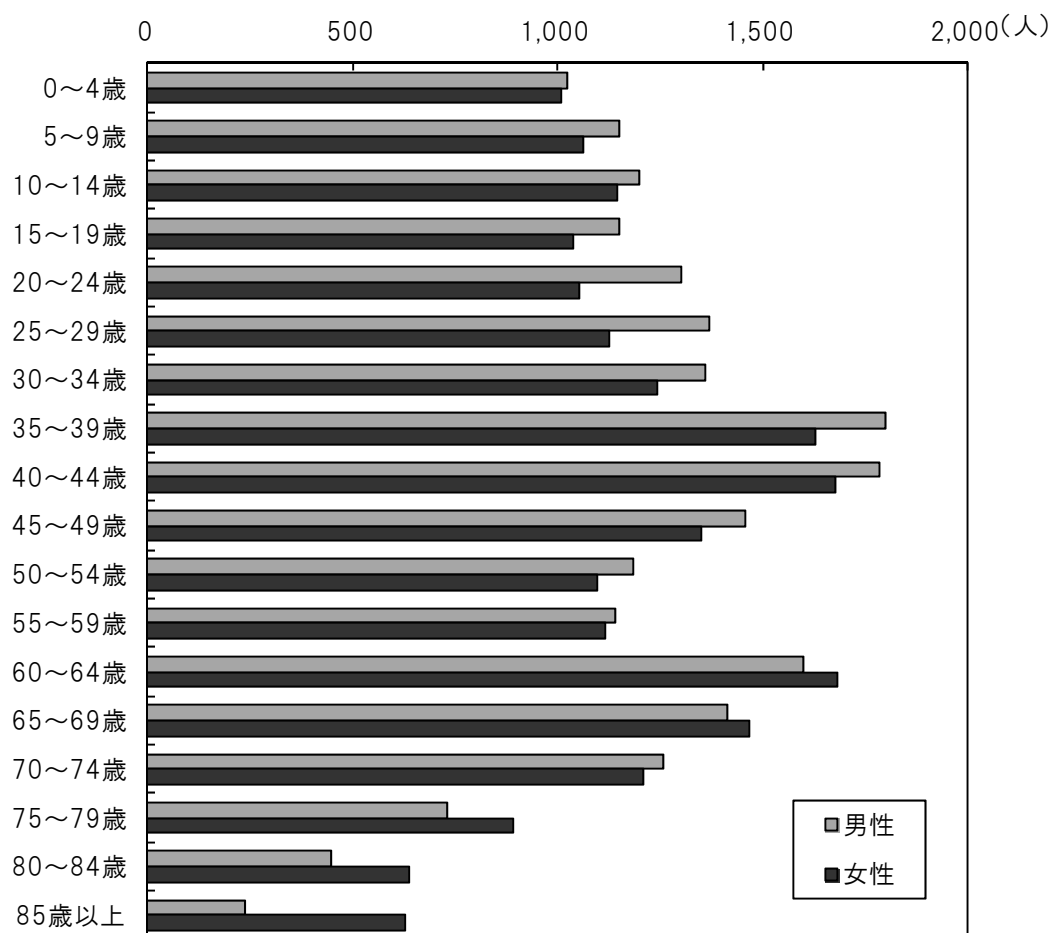
また、町の公共施設において受益と負担の適正化を図るため、使用料・手数料の負担について定期的に見直す方向にあることから、ボランティアなど活動内容に留意しながら施設間の減免規定の整合性を図ること、各施設に関連する団体の補助金関係の見直しについて検討します。

4 基本統計

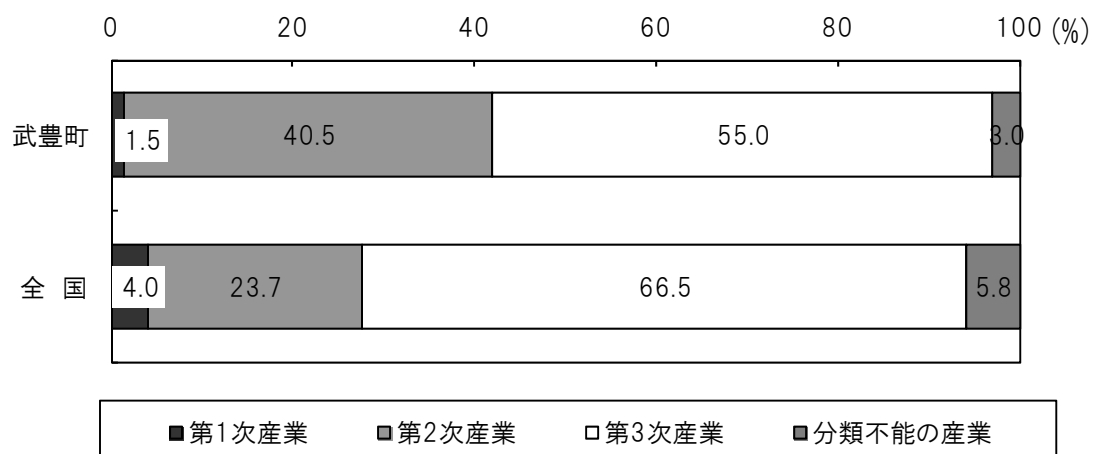
本町の人口は 4.2 万人で、年代別では 35～44 歳や 60～64 歳の人口がやや多くなっています。20 歳代は特に男性が女性より多くなっています。

本町の住民は、全国と比べて、製造業など第 2 次産業に就業する人の割合が高く、多くの技術者・技能者が暮らしています。

○年齢別の人口（武豊町調べ、H24. 10. 1）



○町民が就業する産業（国勢調査 H22）



5 ゆめたろうプラザのデータ

(1) 施設の利用状況

施設の日稼働率は、ホール、諸室ともに上昇基調にあります。平成 23 年度と平成 16・17 年度の日稼働率を比較すると、練習室を除くすべてのホール・部屋で上昇しています。また、練習室、スタジオは8割を超えるなど、ゆめたろうプラザの利用が広がり、地域に定着していることがうかがわれます。

○施設の日稼働率

	H16	17	18	19	20	21	22	23
輝きホール	63.4	51.7	64.8	59.3	60.6	65.5	66.7	68.6
響きホール	61.3	69.3	69.9	66.1	73.5	72.6	77.8	78.9
ギャラリー	32.3	39.5	32.4	36.5	40.2	27.0	39.2	54.2
創作工房	54.8	70.6	64.1	73.6	67.0	74.6	78.4	74.7
情報考房	60.6	75.5	76.1	74.9	75.5	69.4	73.5	76.9
練習室	93.5	99.0	98.7	99.0	98.7	99.0	99.7	98.7
ミーティングルーム①	58.7	71.2	68.3	69.4	74.2	73.9	75.5	73.7
ミーティングルーム②	40.0	52.6	53.3	51.8	63.4	63.5	69.6	66.6
ミーティングルーム③	54.2	70.9	73.5	75.9	84.6	87.9	82.4	73.4
スタジオ	56.1	67.6	84.6	93.5	86.9	84.4	91.8	85.1
和室	33.5	39.9	49.0	58.3	60.1	53.4	65.7	72.1

○団体別利用日数

	H16	17	18	19	20	21	22	23
町教育委員会	144	294	302	358	317	193	225	244
NPOたけとよ	69	182	143	175	167	160	166	150
武豊町	26	20	20	42	39	30	24	36
学校関係	19	40	24	19	27	35	40	59
社会教育関係団体	38	250	218	211	268	379	385	354
社会福祉関係団体	21	14	63	89	77	125	111	110
町内公共関係団体	16	75	65	22	11	9	9	8
一般民間団体	409	1,192	1,356	1,594	1,477	1,462	1,740	1,516
その他	1	0	5	3	8	0	0	0
合計	743	2,067	2,196	2,513	2,391	2,393	2,700	2,477

(2) 事業について

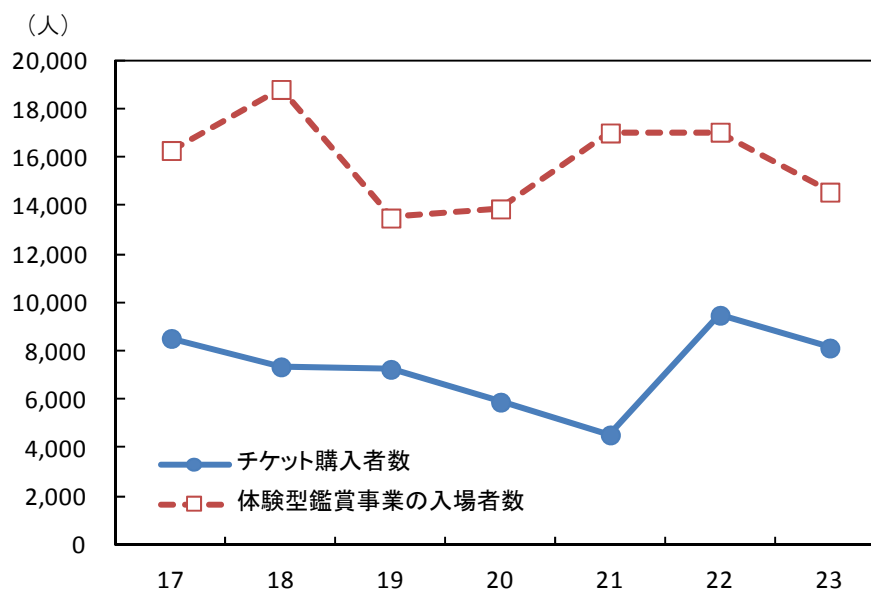
事業の参加者数は、年度により、差がみられます。

チケット購入者数は平成 21 年度までは減少傾向にありましたが、平成 22 年度は 9,477 人と平成 17 年度以降で最も多くなっています。

体験型鑑賞事業の入場者数の変動は、ゆめホテル関係が影響しています。

有料鑑賞事業の主催者の推移をみると、NPOが増加してきています。

○事業への参加者数の推移



○体験型鑑賞事業の入場者数【詳細】

	H17	18	19	20	21	22	23
芸能祭	445	610	600	1,270	1,005	1,200	1,200
文化祭	5,670	5,718	5,088	5,099	6,917	5,073	5,436
文化講演会	520	464	576	640	466	667	660
名作映画鑑賞会	1,475	1,211	1,653	1,591	824	775	852
絵画展	1,055	1,094	816	1,069	1,032	1,050	1,258
ギャラリー活性化事業	1,163	278	521	403	513	457	673
モーニングコンサート	1,082	879	832	837	812	681	598
音楽デリバリー	1,150	362	314	676	390	219	470
ゆめホテル関係	3,305	8,032	2,594	2,169	4,875	6,789	3,260
他	416	155	497	116	171	128	156
合計	16,281	18,803	13,491	13,870	17,005	17,039	14,563

○主催者別有料鑑賞事業数

	合計	教育委員会	NPO	実行委員会
16	10	6	3	1
17	12	5	4	3
18	13	6	4	3
19	15	4	5	6
20	14	3	5	6
21	11	2	7	2
22	15	1	12	2
23	18	2	14	2

(3) 運営について

職員数（施設管理業務、施設管理運営事務含む）は合計で、平成 20 年度は 21 人でしたが、平成 23 年度は 18 人と、減少しています。ゆめぷらスタッフ、ゆめプラメイトも開館当初より減少基調ですが、フロントスタッフとNPOたけとよ（社員数）はほぼ横ばいです。

○ゆめたろうプラザのスタッフ等

	職員	施設管理業務		施設管理運営事務	
		舞台管理	清掃	事務職	パート
16	5	3	4	3	4
17	6	3	4	3	4
18	6	3	4	3	4
19	6	3	4	3	4
20	6	3	4	4	4
21	5	3	4	4	4
22	4	3	3	4	4
23	4	3	3	4	4

○ゆめプラスタッフ等の登録者数

	ゆめプラスタッフ等						ゆめプラメイト	NPO たけとよ
	合計	フロント スタッフ	広報 スタッフ	ステージ スタッフ	情報 スタッフ	ダヴィンチ スタッフ		
16	157	48	12	41	28	28	1,344	33
17	149	40	12	46	30	21	837	37
18	156	40	11	45	29	31	641	33
19	151	41	10	45	20	35	609	35
20	92	43	7	2	12	28	656	36
21	85	45	6	2	14	18	739	37
22	93	45	6	2	13	27	873	39
23	76	43	4		6	23	628	42

注：ゆめプラメイト、NPOたけとよ（社員数）は、年度末時点

6 利用団体・委員スタッフへのアンケート

○利用団体等アンケート

目的	ゆめたろうプラザ利用者の活動状況や意向を把握する		
対象	ゆめたろうプラザの利用団体・利用者（403 団体）		
調査期間	平成 24 年 12 月	有効回収	98 団体等（24.3%）
調査手法	郵送配布・郵送回収		
設問	・回答団体等の属性・活動状況 ・ゆめたろうプラザでの取り組み		

○委員・スタッフアンケート

目的	委員・スタッフの文化創造施策に関する考えを把握する		
対象	運営委員、ゆめプラスタッフ、NPO たけとよ（社員）、町役場職員		
調査期間	平成 24 年 12 月	有効回収	46 人
調査手法	郵送配布・郵送回収（一部、直接配布）		
設問	・回答者の属性 ・ゆめたろうプラザでの取り組み		

○アンケート結果の要約

【利用団体等の活動状況】

ゆめたろうプラザを利用している文化団体等については、会員・メンバー数、年齢構成、活動状況等は多様である。ゆめたろうプラザ開館後に活動を開始した団体も数多くみられ、活動規模の拡大や活動内容が充実している団体も多い。

メンバーの意欲の向上・持続、活動内容の充実や上達、新たなメンバーの確保、活動場所の確保が主な課題となっている。今後、力を入れたいこととしては、メンバーの増加、発表・大会の回数の増加、交流の拡大、社会貢献活動の充実、情報発信力の向上などがあげられている。

【文化創造施策について】

これまでのゆめたろうプラザの取り組みについて、『住民主役』『文化創造拠点』『芸術と科学』は、比較的多くの人から評価を得ている。一方、『子ども・若者』『文化活動の支援・ネットワーク』『情報公開・評価』については評価が分かれている。

今後充実させる必要があるゆめたろうプラザでの取り組みについて、利用団体等、委員・スタッフともに「質の高い公演・展示等の鑑賞ができる」「子どもが芸術や科学を体験できる」「文化を通して知り合いが増えたり、いろいろな人と交流できる場をつくる」の回答が多い。

この 10 年間の成果については、様々な「鑑賞事業」、ボランティアスタッフが機動力を活かして活躍した「「はやぶさ」帰還カプセル展示」、ゆめホテルをはじめとした「芸術と科学のハーモニー事業」、「子ども」を対象とした各種事業などをあげる人が多い。

一方、今後ゆめたろうプラザで取り組むべきこととして、「より多くの人利用促進」「子ども・若者向けの充実」「芸術家や文化団体の活動支援」「職員・スタッフの確保と活動環境づくり」「協働における町役場の姿勢」などが課題としてあげられている。

7 ワークショップ

(1) 第1回ワークショップの概要

○方法

日時	平成24年12月16日(日) 13:30～15:30
会場	ゆめたろうプラザ2階 ミーティングルーム
参加者	18人(広報などで公募した住民)
方法	ポストイットを利用しながら、これまでの成果と今後取り組むべきことを参加者が3グループに分かれて話し合った後、各グループで話し合ったことを発表し、最後に参加者各自が重要と考える意見の横にシールを貼って意見の集約を図った。

○主な意見

【事業】

- ・ゆめたろうプラザができて、近くで鑑賞できるようになった。単に公演をしているだけでなく、体験できたり、はやぶさの展示をはじめ住民と協働で実施している。
- ・小学校アクティビティやハロウィンパーティーなどでは「子ども」、芸術と科学のハーモニー事業等では「男性」、また、はじめてシリーズなど、いろいろな人が参加しやすい工夫をしており、今後も続けてほしい。
- ・子ども向け、障がい者向けのワークショップなど様々な体験をする機会があり、今後も続けてほしい。
- ・まだ、ゆめたろうプラザに入りづらいと思っている住民もいる。

【運営】

- ・親切、対応がよいなど職員等の対応が高評価である一方、職員数の減少が課題である。
- ・大学生等が運営スタッフとして参加する機会を充実すべき。
- ・公共交通機関等からのアクセスが悪いため、イベント時の臨時バスなどを工夫してほしい。
- ・インターネットでの予約など、部屋の予約への配慮がほしい。

【施設】

- ・練習室や倉庫が不足している。利用が少ない時間帯や部屋がある。

【行政】

- ・予算の確保や事業の支援など、役場が協力的になってほしい。

(2) 第2回ワークショップの概要

○方法

日時	平成 25 年 2 月 10 日（日） 14:00～16:20
会場	ゆめたろうプラザ 2 階 情報考房
参加者	16 人（広報などで公募した住民）
方法	パブリックコメントの事業スケジュール案、運営体制案について、今後取り組むべきことを参加者が 3 グループに分かれて話し合った後、各グループで話し合ったことを発表し、最後に参加者各自が重要と考える意見の横にシールを貼って意見の集約を図った。

○主な意見

- ・アウトリーチについては、そこでの体験者がホールを訪れるように工夫する。例えば、学校アウトリーチ後に、ホールで、良い環境の中、音楽を聴くことができるとよい。また、プロと地元の人との役割分担を行い、質と機動力、双方の確保を図る。
- ・アーティスト、住民の運営スタッフなど、「人材育成」を図るべきである。講座やワークショップをしたら、それでおしまいではなく、活動の継続や運営スタッフとの参画などを図っていく。また、運営スタッフが減ってきた分野の関連イベントを行い、その確保に取り組む。その際、子どもも含めて若い世代の参加を図る。
- ・芸術と科学のハーモニー交流事業については、企業との連携、観光・スポーツ・文化財・教育・福祉分野と連携していく。また、町内各地で同時に事業を実施して盛り上げていく。
- ・クラブ活動見本市として、ゆめたろうプラザを開放し、他の施設を利用しているグループも含め、いろいろな団体が参加できる日をつくる。文化団体だけでなく、食、ライブ、フリマなども行い、多くの人が参加できるようにする。
- ・利用者懇談会を再開し、交流や情報交換ができる機会をつくる。
- ・簡便に施設利用の予約ができる、予約システムの導入を早くしてほしい。
- ・ゆめたろうプラザの活動の大切さを、継続的に住民から行政へ伝えていくことが必要である。
- ・情報発信については、高齢者向けに町内各地の掲示板に常設コーナーを置く、若者向けにHPをはじめインターネットを活用する。
- ・館長や舞台職員には高い専門性が必要であり、事業展開の上で非常に重要である。現在でも不足気味であり、職員数を減らさないでほしい。
- ・町内や近隣に大規模な企業が立地していることもあり、その協賛や連携を図っていく。
- ・展示施設は、小さい作品の展示、照明など、設備の改善の余地がある。

8 課題の対応一覧

I 章の 3（5）であげた課題に対応する、ゆめたろうプラザの主な対応については、次の通りです。

課 題	気軽に参加できる機会づくり
主な対応	事業方針 1 ーみんなが文化を楽しむきっかけづくり 重点施策 1 ー知多半島春の音楽祭の展開 重点施策 2 ー芸術と科学のハーモニー事業の交流機能の充実 重点施策 3 ー学校などホール外でも文化にふれる機会づくり

課 題	参加者、支援者等メンバーの固定化
主な対応	事業 1 ー文化体験事業 事業 2 ー創造支援事業（地域文化リーダーの育成事業） 重点施策 4 ーU 3 9 など若手サポーターの育成

課 題	若い世代の参画
主な対応	重点施策 4 ーU 3 9 など若手サポーターの育成

課 題	ネットワーク機能の充実
主な対応	重点施策 5 ー夢を持った様々な人をつなぐ 運営方針 5 ー文化創造ネットワークの要 重点施策 7 ー町内外へのさらなる浸透をめざした情報発信

課 題	まちづくり、福祉の充実への貢献
主な対応	事業 1 ー子どもや親子、障がい者等が参加しやすい公演 事業 4 ー情報事業（まちづくり関連のイベントへの参加・情報発信） 運営方針 6 ー文化の社会的・経済的な価値をふまえた運営

課 題	中長期的な視点からの運営体制づくり
主な対応	運営方針 3 ー住民と行政の協働の実践の場 運営方針 4 ー運営部門への専門家の起用・育成 運営計画 ー運営主体、運営体制

課 題	設備の経年劣化等への対応
主な対応	運営規定 ー情報機器の活用と更新 予算方針 4 ー予防保全・改良保全も含め、全期間でみた改修・修繕費用の低減

課 題	持続的な資金の確保に向けて
主な対応	重点施策 6 ーより多くの入場者、適切な価格設定など、収入の向上 予算方針 3 ー中期的な視点を持った安定した予算の確保

9 用語集

・アウトリーチ

芸術文化にふれる機会の少ない人々のところへ芸術家等が出向いて公演や講座等を行うこと。

・アートマネジメント

芸術家の創造性、鑑賞者を中心とする地域社会、それらを支える人々との連携を図ることにより、文化芸術の創り手と受け手をつなぐ役割を指すもの。「文化芸術経営」と言い換えることができます。

・生きる力

自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する能力や、自らを律しつつ、他人と協調し、他人を思いやる心や感動する心など豊かな人間性とたくましく生きるための健康や体力。

・インターンシップ

学生が在学中に、企業等において自らの専攻や将来のキャリアに関連した就業体験を行うこと。1日の見学型、数週間の研修体験型、長期間の労働実践型など、様々な方法があります。

・NPO

Nonprofit Organization の略で、「民間非営利組織」と呼ばれています。本プランでは、特定非営利活動促進法上の法人に限らず、組織的、継続的、自発的に公益活動をする市民団体・ボランティア団体を含めています。

・劇場、音楽堂等の活性化に関する法律

平成24年6月施行。劇場、音楽堂等の活性化を図ることにより、我が国の実演芸術の水準の向上等を通じて実演芸術の振興を図ることを目的に制定。資料2に全文を掲載。

・コーディネート

各団体や市民の文化振興に関する相談を受け、情報提供や調整等を図り、ものごとがうまくいくように整えること。

・指定管理者制度

公の施設の管理主体を民間事業者・NPO法人等に開放することにより、民間事業者等のノウハウを活用し、施設の設置目的を効果的に達成するため設けられた制度。

・昼間人口

次の式で算出されます。なお、流出・流入は、通勤・通学等を指します。買い物・通院などの非定常的な移動は、含みません。

$$\text{昼間人口} = \text{武豊町の夜間人口} - \text{武豊町からの流出人口} + \text{武豊町への流入人口}$$

・パートナーシップ

各自の特性と自立性を保ちながら、お互いを尊重し、目的を共有しながら連携すること。

- ・文化芸術振興基本法

平成 13 年 12 月施行。文化芸術の振興についての基本理念を明らかにし、その振興に関する施策を総合的に推進することを目的に制定。資料 2 に全文を掲載。

- ・メセナ

芸術文化支援を意味するフランス語。我が国では、企業等が社会貢献活動として行う芸術文化支援という意味で使用。

- ・メールマガジン

インターネットの電子メール機能を使って、情報を発信する方法。

- ・メンテナンス

施設の保守・点検・修理。

- ・夜間人口

常住地による人口。「人口」は、通常、夜間人口のことを指します。

- ・ワークショップ

指導者が受講者に一方的に技術を伝えるのではなく、参加者の個人的工夫、相互の刺激と交流、集团的創意等を優先させた手法。市民参加や協働の手法の 1 つとして、芸術のみならず、都市計画、まちづくりなど幅広い分野で活用されています。

第2次武豊町文化創造プラン ～武豊町民会館の実績と将来展望～

武豊町文化創造プランは、町民会館ゆめたろうプラザが開館する1年前の平成15年3月に策定され、住民に心豊かなひとときの提供と会館運営の指針として、大きな役割を果たしてきました。特に地域や町のイベントの拠点として、山車まつり、産業まつり、そして文化協会芸能祭や町民文化祭を実施してきました。

文化創造支援事業では、第1期で町民劇団 TAKE TO YOU を立ち上げ、第2期で Swing Band TAKETOYO の文化創造集団の育成に取り組み、活動が継続して維持されています。

開館当時から隔年で実施してきた武豊春の音楽祭が、2012年度は発展的に知多半島春の音楽祭として知多半島全域での開催が実現しました。文化体験事業は、小規模ホールの特徴を生かしたシリーズで演劇や伝統芸能の企画を実施しました。交流協働事業は、地域企業と連携した講座を継続して実施するほか、芸術と科学のハーモニー事業で数多くの教室事業を展開しています。

情報事業は、各種広報媒体を駆使して充実した活動が実現しています。会員向ゆめプラダよりの季刊発行、町広報たけとよへの事業情報の掲載、ゆめプラ通信の月刊定期発行、それにホームページの充実です。貸館事業は、ホール施設に加え生涯学習施設を併設していることにより利用率が高く、全館施設の稼働率が74.8%となり限界に近くなっています。

第2次文化創造プランは、ゆめたろうプラザの10年間の活動を評価し、平成25年から10年間のプランを策定するものです。本館の運営の特色であるNP0たけとよとの協働による運営を堅持し、地域の公共ホールとしての使命を果たすことが求められています。

公立の文化ホールが、運営の一部を民間のNP0に委託する方式は全国的に少なく、開館10年にむけて協働の利点を生かして、地域に貢献できる公立ホールの運営を実現していきたいと考えています。

知多半島春の音楽祭で実践した地域連携、観光との結びつき、企業との連携について強く推し進める必要性を感じています。そして、日本全国や海外との交流を活発化させて、多様な文化・芸術を享受できる環境を整えることもホールの使命と考えています。

平成25年3月



館長 竹本義明



第2次 武豊町文化創造プラン 2013年(平成25年)3月

●編集発行 ゆめたろうプラザ

〒470-2555 知多郡武豊町字大門田11

Tel 0569-74-1211 Fax 0569-74-1227

E-mail kaikan@town.taketoyo.lg.jp